

平成25年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成25年6月11日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
企画財政課	長	小林良一君
会計課	長	伊藤悦子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	川上昇司君
住民生活課	長	野崎俊也君
環境課	長	山口真君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	太喜雅美君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	加藤茂森君
学校教育課	長	山田孝明君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	堀まさ美君

6 会議のため出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	平林竜一君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

今定例会は、地球温暖化防止対策と全国的に電力使用の一層の節減が強く求められております。国、県で取り組んでおりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 一般質問の前に、企画財政課より報告がありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 企画財政課よりご報告をさせていただきます。

昨日の一般質問の中で、小畑議員からご質問ございました基金の残高、起債の残高につきましてご報告をさせていただきます。

まず、基金の残高でございますけれども、財政調整基金でございますが24年度末で23億727万円でございます。基金全体といたしましては15基金ございまして、基金全体の総額は30億4,429万円でございます。

次に、起債残高でございますが、一部事務組合のほうはまだ決算集計中ということで、その一部組合を除いた金額の合計でございますけれども、24年度末現在で146億6,589万円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、15番、河合君の質問を許します。

15番、河合君。

○15番（河合永充君） 15番、河合です。

通告に従いまして、区・団体から町への要望の取り扱いについてということで質問させていただきます。

議会では毎年、年2回、12会場、地域の集落センターをお借りしまして議会と語ろう会を開催しています。ほとんどの会場では町の大きな課題とあわせまして集落の要望をお聞きします。ここで区、団体から行政へ要望が上がる仕組みをお知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 町に対する要望につきましては、おおむね毎年1月から4月にかけて、それぞれの区や団体でまとめられました要望を要望書という形で総務課あるいは2つの支所窓口に提出をいただいております。そのほか年間を通じまして随時個別の要望の提出もいただいているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 現在、90の区があるわけですが、年間どれくらいの要望が上がってくるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 90全ての区からご要望をいただいているわけではございませんけれども、24年の要望の数についてお答えをさせていただきますと、区、団体と合わせまして505項目の要望がございます。内訳といたしましては、松岡地区からのものが160項目、それから永平寺地区からのものが180項目、上志比地区からのものが147項目、それから団体、個人のものからが18項目。

このようになっておりまして、その要望の内訳、内容でございますけれども、内容につきましては例えばカーブミラーだとか防犯灯、それから街灯の設置と、こういうことで交通安全に関するものですね。あと信号機だとか横断歩道の設置といった大きな課題に対するご要望もございます。それから町道とか農道、それから林道の補修とか舗装、あるいは側溝とか用排水路の整備、護岸の改修。さらには、きのうもちょっとお話が出ましたけれども、消雪施設の新設に関するご要望もいただいているという状況でございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 505と多くの要望が上がってくるわけですが、これに対する対応と取り上げる基準等があればお示してください。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 道路とか河川、それから農業関係につきましてはこの後答弁させていただきますけれども、一般論として申し上げましてさまざまな内容のご要望があるわけですが、まずは町が事業主体として対応すべき案件につきましては、関係する担当課におきまして現地の確認だとか区長さんに対する要望内容についての詳細な聞き取り、こういうものをさせていただきまして、そのご要望が緊急性のあるものか、あるいは事業効果があるのかどうかといった観点から、その対応について庁内で十分検討させていただいているところでございます。

また、事業主体が国とか県の場合もございますけれども、こういった場合には町といたしまして国あるいは県に対しまして、その実現に向けて働きかけを行っているというところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 農林課のほうから申し上げさせていただきます。

ほかの事業課とも共通していると思いますが、区及び団体より提出された全ての要望箇所につきまして現地確認、精査を行いまして、まず緊急を要する箇所であるかどうか。農業用水等の農業施設の営農に直結した箇所であるかどうか。継続して施行している箇所であるかなど優先順位をつけまして、できるだけ1地区1要望が実施できるように考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま副町長並びに農林課長が申し上げておりますとおり、私どもの建設課といたしましても全ての要望箇所におきまして現地精査、確認をさせていただき、まず概算設計額を全て出させていただいております。そうした上で、通行に支障を来し、緊急を要する箇所、あるいは費用対効果のある箇所、農林課と同じく継続して施行している箇所などを総合的に判断して整備を行っているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 今の答弁でありましたように、緊急性であるとか効果とかそういったのを精査されて優先順位をつけ対応していただいているということ

で、こういったことは私たち議員、また行政の皆さんも町の全体の情報を触れている者にとってはわかっていることだと思っておりますが、各集落の住民の人たちは区長から要望を幾ら上げてもなかなかしてくれない。よその地区ばかり進んでいると思ってしまうときもあるようです。

限りある予算の中から対応しなければいけません。Aという区よりBという区の要望が緊急性や事業効果、必要性、順番、県と国との関係から先に行わなければいけないということは、要望が後になってしまう区の方々も情報が公開されていけば納得いただけるのではないのでしょうか。やはり要望についての回答。ことしはこの要望について取り上げていくとか、今後の計画とかを各要望を出していただいた区長、団体に報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。

ただ、こういった505も多く要望をまとめ、回答するのは多くの労力がかかるのも理解できます。合併し、役場職員さんが減り、町には90もの区があり、ライフスタイルの多様化で町への住民参画も求められている中、何度か私もこの一般質問で別の角度から質問、要望しています。また、総合振興計画、マスタープランの中にもあります住民主体のまちづくり推進方針にもあるように、小学校単位で振興会をつくり、その振興会で各区の要望を取りまとめ、振興会の協議会でさらにまとめ、行政と要望について審議、審査していく仕組みづくりをするのはどうでしょうか。

現状に合った仕組みづくりのときが来ていると私は感じております。現在は、松岡小学校区、永平寺中区にはありませんが5振興会があります。こういった振興会は全部の地区で立ち上がり、7地区の連絡協議会ができるようになって初めて各地区の課題や特徴などのほかの地区の人たちとのさまざまな情報であったり、要望であったり、大変なことであったり、共有することによって一つの町としての大きな仕組みが変わっていくと考えます。考えをお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） まず、要望に対する対応の現状についてちょっと説明をさせていただきますと、基本的には区や団体等からのご要望につきましては、消雪施設の新設といったような町の政策上、どうしても対応しかねるといった場合は除きますけれども、できるだけお応えをしてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。しかしながら、予算の関係などから現実的には505項目全てについて対応していくというのは現実的ではないということでございます。

そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、緊急性だとか事業効果等

を十分検討させていただいた結果、対応させていただくと判断させていただいたものにつきましては区長等にその旨をお伝えをいたしまして、事業化をするということでございます。

しかしながら対応が困難なご要望につきましても、町といたしましては地域やそれぞれの団体にとって重要なものであるということは十分認識をしているところでございまして、単にことはできませんといったような対応というよりも、やはり何とかしてできるだけお応えをしてまいりたいとこのように考えているところでございまして、ご提案いただきました要望に対する対応の仕組みと申しますか、この辺についてはさらに検討を進めて、どういったことができるのかを十分検証してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） その要望がしていただけてないとかそういった質問ではないです。議会と語ろう会で今12会場、各集落お借りしまして、もちろん町民の人対象ですが、その集落の人が多く集まってきます。そういった中で、やはりこの議会と語ろう会、議会に対して、あそこをしてくれないんだとか、ここはどうなっているんだとか、何年も前から要望してるのになぜしてくれないんだとか、そういった意見が結構、今細かにやっていますので出てきます。ただ、もちろん僕は町としてはいろいろ対応してやっていたというのは十分わかっていますが、ぜひことは、例えばA地区、B地区があったら、B地区のこのほうが大変なんです。皆さんのこれはもうちょっと待ってくださいとか、そういった説明をすれば住民の人は本当に、ああ、そっちのほう先やってくれとか納得していただけたらと思うんですね。

私の地元で例えますと、地元で生活しているとその地元が生活圏になってきて、なかなかよその地区まで目が行っていないというのが現実だと思っております。そういった住民の人に、例えばこの地区はこっだけ今ひとり暮らしの世帯がふえている地区ですよとか、今ここには本当にこういった買い物難民がふえそうな感じですよとか、そういったのももちろんその議会と語ろう会と伝えるのが私たちの務めだと思いますが、その要望の中から伝えていけないかというのが今回の発言の趣旨。そうしたことによって、自分の地区だけじゃなしによその地区にも目が行って一つの町になっていくのではないのかなという思いで質問させていただいております。これについて何か答弁あったら。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、それぞれの集落とか区の要望のお話をいただいております。

今いろいろ申し上げますように505、年によっては違うんですけれども、こういう大きな要望の数です。基本的には本当に全部してあげればいいんですけれども、そういうわけにもいかないのがありますし、やはり重要度とか優先的なこともありますし、その辺は十分細かく見てやっております。

今のような議員さんのお話は十分わかりますので、今後どういう形でやり方を考えていくかということはまた考えていきたいと思っておりますけれども、例えばどこか一つの集落がありますと、例えば24年度に10項目出てきますとすると、いろいろな中でさせていただくのもありますし、できないのもあります。そうしますと、今度はまた25年度は、去年のが少し残っているんですが、新しいのをまた、10項目のうち7項目の新しいのがあります。そうしますと、去年しなかったのを先すればいいんか、新しい中でまた重要なことをせなあかんのでないかというようなことがありますので、前もってそういう回答を、回答しないのはそういうわけを申し上げますけれども、そういうことがあります。そうすると、その辺も重要なのがありますので、新しいのは本当に先せなあかんというのがいっぱい出てきております。だからその辺もありますので、これまで  
の3町村の合併前まではいろいろそうやってできないとか、させていただくとかという話をしているということを知っておりますけれども、何とか何年間のうちに、何年間というのは何年間のうちにこうしていきたいと思っております。今のようなお話で、去年とことしの要望が違うこともいっぱいあります。だから、去年の要望は残っているのもあるんですけれども、残っていないのもありますし、それからことしの新しい要望がどうしても去年のよりもしなければならぬということもあります。その辺が十分、いろいろ大分苦慮しているんですけれども、そういう気持ちでご返答というのはしていないんです。ご返答しますと非常に、言葉はいいかわかりませんが楽な感じをします。もうできませんというご返答をしておけばそれでいいんですから。

今まで上志比にしましても永平寺にしましても松岡にしましても、10年前から言うているのがあるんやというのは幾つも聞いています。そやけど、それはその10年前からの、それは合併前の話ですけれども、そういう話がやはりその地域では取り上げられなかったということもありますけれども、やはり新しいのがいろいろ出てきましてそれが先になっていくということもありますので、その辺が

非常に一番難しいところというとおかしいんですけども、そういうことも今考えてやっておりますので、そういうことをきちっと精査して1件1件見てやっておりますので、その辺を何とか、ことしできなんだら来年してあげられんかなってそういうことですので、その辺は今のやり方についても十分ご理解いただきたいと思ひますし、今お話ありましたように、それから横断的に各集落に幾つか重なって出る事業もいっぱいあります。だから、そういうことも新しい事業で、去年はなかったんですけど、ことしは3つの集落が、あるいは5つの集落が重なって出てくるのもありますので、その辺もまたいろんな重要な取り組みをせなあかんと思ひますので、そういうことを含めて、とにかく要望が非常に多いといただいておりますので、何とか解決していきたいと思ひの中で、いろいろな今のようなお話も十分お聞きいたしましたので、新しい形でどういうことができるかということも考へて、今のような状況も十分わかっていたきたいということもありまして、なかなか簡単にことしはできませんとかというの、そういうこともあんまりしないほうがいいということで今やっております。

それから、それぞれの区なんかで聞いてくる区長さんもいらっしゃいます。その方には、それは常会なんかありまして、盆盛りやら墓盛りあってそこでいろいろお話しせなあかんということでしておりますし、だからそういうことは逐次丁寧にお話をさせてもらっております。

ほやけど、今度は区の要望自体がことしと去年と変わってくるのも十分ありますので、その辺が優先といいますか、優先というのはあんまり言葉よくないんですけども、してあげるのはどっちがいいかとなってきますとその辺もありますので、500ですと相当予算的にもやはりある程度何億円かはやっているんですけども、そういうところもありますので、大体そういうことで我慢してもらうという、1年我慢してもらうということもありますので、その辺は十分ご理解いただきたいと思ひております。

ただ、これから新しい取り組みをするのに、だからこれ、要望の差が、差というとまた申しわけないんですけど、集落によって、集落の一番の重要なものと、あるいはやっぱり差がありまして、それで何か各集落はしてあげなあかんってこういう気持ちありますし、ほやけれども、こっちのほうがしてあげるのはやっぱり先でないかと、そういうことをいろいろ考へてやっておりますので、今のようなご意見は十分これから考へて参考にしていきたいと思ひておりますが、状況的にはそういう状況ですので申し上げたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 役場の皆さんの中でのそういった今の町長の思いとかもわからないことのないので。ただ、今回こういったいい仕組みを変えるときにも来ているのかなと思いますので、ぜひ対応のほうをよろしくお願いします。

次に、これは要望についてではないんですが、次に道路や公共物の破損については行政のパトロールやチェック、区や町民からの通報、相談などがあると思いますが、どのような対応、仕組みになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、道路、橋梁、トンネル、のり面、また道路附属物など道路の管理については陥没や崩壊、落下などの危険箇所がないか常に管理意識の向上に努めているところでございます。

また、国道、県道につきましても危険箇所があれば道路管理者に通報し、早急な対応をお願いしております。

また、町民に対するお願いといたしましてホームページにも掲載をさせていただいているところでございます。

町職員に対しましては、公務あるいは地元において日常的に管理意識を持っていただくよう、全庁掲示板において情報提供などのお願いをしているところでございます。

また、町民の方々からの通報もいただくことも多くなっております。迅速に現地に向い、応急処置、対策などを講じるなど、被害拡大の防止につながっているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 私のほうからは、公共施設のほうについてご答弁させていただきます。

庁舎や学校、公民館などの行政財産については、施設管理者による定期的な点検や巡回を随時実施し、適正な管理に努めているところでございます。また、普通財産については、我々監理課が定期的に巡回し、破損等がある場合はその対応に努めております。

また、町民の多い公民館などでは施設の使用中に破損等のふぐあいが発見されることもあるかと思えます。利用者から連絡を受けた施設管理者が状況を確認した上で適正に施設を維持するよう対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） はい、わかりました。

今おっしゃられた答弁のほうもぜひそのまま継続していただいて、私からの提案なんです、そういった破損とかちょっと壊れているとか、町の人からの通報というのが大切になってきていると思います。今ほどありましたホームページでも広く周知していると答弁がありました。

ぜひ今回、今普及していますスマートフォンや携帯電話、こういった端末はカメラもGPS、地図情報も全て送られてくれば全てわかります。そういったものを使って町民の人に通報していただくという仕組みを考えたらどうかと思います。なかなか世代間で、スマートフォン使える、使えない世代もあると思いますので従来の電話とかそういった方法も大事ですが、これから次世代の情報インフラといいますかそういったのに大きな存在となりますスマートフォンを、こういうところから町民と行政がつながるかけ橋の第一歩といいますか、いきなり皆さんスマートフォンで何々情報をとってくださいといってもなかなか広がっていかない。ただ、こういったところからつながっていけばいいと思います。これについてご意見をお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 今ほど私どものほうからの答弁させていただいておりますとおり、町におきましてはホームページによるさまざまな行政情報の提供も行っております。町民生活におきましても携帯電話や、またパソコン等の普及によりまして町政情報を得る手段というものがふえている状況となっております。そのため、このような新しいメディアを利用した情報交流の位置づけというものはやはり今後ますます重要になっていくものというふうに考えております。

そうしたことから、町民からの電子メールに対する対応の即時性、そういったものの向上、また電子的に情報交換を行うなど、ICTのインタラクティブ、双方向性を活用して、今議員仰せのとおり、町民と情報共有を図っていくための取り組みも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 前向きな答弁ありがとうございます。

今、やはりこのスマートフォン、鯖江市ではオープンデータということで全国に先駆けて町のデータを公開して、それを産業に活かしていただくという取り

組みが行われております。これについてはセキュリティとかプライバシーとかそういうのも問題となっておりますが、大きな流れになっていくのではないかと考えております。

そういった中で、ぜひこの次世代のツール、スマートフォンとかそういったものを活用していただきまして、いろいろなところで行政と町民をつなぐ一つのツールとして使っていただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私は、1点だけ通告をしてきました。

まず、コミュニティバスの運行状況。これにつきまして、18年に合併をしましてから一向に3地区、永平寺地区、上志比地区、松岡地区というふうに地区の中で巡回をしていることについて、この変更を何とか全町回るコミュニティバスに変更ができないかお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） コミュニティバスにつきましては、交通の空白地域や不便地域の解消を図るために、公共交通事業者が運行していない路線を中心に、いわゆる交通弱者と言われております高齢者だとか子どもたちの生活交通手段として運行をしているところでございます。

本町でのコミュニティバスの導入に当たりましては、国のガイドラインに基づきましてえちぜん鉄道と京福バスの定期路線、これを基幹路線といたしまして、コミュニティバスはその枝線として本町の地域交通のネットワークを構築しております。そういうことから、現行の地区ごとの運行ということになっているわけでございます。

これを運行ルートを変更したり横断的に運行方法を改めるということになりますと、中部運輸局だとかえちぜん鉄道、京福バスといった運送事業者にも入っていただいておりますけれども永平寺町地域公共交通会議というものがございまして、その中での承認事項ということになるわけでございます。

仮に現在の運行方法をご質問のように3つの地区を横断的に運行するやり方に変更させていただいた場合に、えちぜん鉄道だとか京福バスの利用に大きな影響が及ぶことが考えられます。このため、地域公共交通会議の構成員でございます

えちぜん鉄道だとか京福バスのご理解をいただくのが非常に難しい。したがって、その会議での承認はなかなかいただけないのではないかと、このように考えているものでございます。

以上のことから、現在の運行方法は困難であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私は、弱者、身体障がい者あるいは高齢者、こういった方がコミュニティバスを使用しやすいように、今、禅の里が開湯いたします。そうしますと、やっぱりコミュニティバスというのが大変重要になってくる。

先般、日曜日の日に福井県の障害者スポーツ大会がございました。四十数名、バスに私ども送迎で、運動公園で、30年の福井国体の、優秀な選手は全国身体障害者スポーツ大会の選手として選ばれると。その行き帰りの中で雑談的に、7月から禅の里が開湯するよ。今度、オストメイト、あるいは障がい者の方で今までCAMU湯のほか入れなかったことが、今度は禅の里では利用できると。そんな話を私しましたら、「会長、コミュニティバスが来てくれないと私どもは行けません」という非常に悲しい返答が来ました。だけれども、10人ほど固まって連絡をすれば禅の里からお迎えにあがりますよという返事ももらっているということを行いましたら、そんなに簡単に10人も集められん、こんなことでした。

今、副町長、えちぜん鉄道のことが出ました。それはよくわかるんですけども、私も月に2ないし3回、えちぜん鉄道、山王駅から利用しています。朝、山王駅を7時40分ごろの快速電車があるんですね。山王、永平寺口、松岡と、それ以降はずっととまります。通勤通学の方でいっぱいです。でも、10時過ぎになりますと、お年寄りの方、高齢者、身障者の方の通院に利用している方が何人もおります。その中でこんな話が出ました。京福電鉄と同じような状態でバリアフリーがえちぜん鉄道どこもできてないと。「階段上がるのがつらいんじゃない、おりるのが、会長さん、つらいんです」と、両足に人工関節を入れた人なんかは、「上がるのは何とか無理するけど、おりるのにつらいんですよ」と、こんな話をよく電車の中でしています。ですから、これはえちぜん鉄道、永平寺町の責任じゃないですけども、そういった面で弱者には非常に使いにくい。駅のホームが、ほとんどが。

そんなことと思いますと、やっぱりコミュニティバスが必要なんです。町民の目から見たら。だからそこら辺、副町長、どう思います。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） コミュニティバスの運行に関してのお答えをさせていただきますと、上志比地区での運行につきましては、今後、禅の里への乗り入れにつきまして、施設の開業に合わせまして新たに永平寺温泉「禅の里」という駅と、それからえちぜん鉄道の山王駅前にバスの停留所を新設をさせていただきます。それから運行時間につきましても、山王駅発着の電車のダイヤに合わせたものにさせていただくということで、永平寺温泉「禅の里」を中心といたしましたルートの再編だとかダイヤの見直しに向けて今現在準備をしております、今晚、地域公共交通会議がございますけれども、その中でそのルート変更、ダイヤ改正について説明をいたしまして承認をいただく予定としております。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 温泉行きの送迎というんですか利用の交通手段としての方法としまして、私も福祉保健課のほうからまたご説明させていただきます。

永平寺温泉駅の新しいコミュニティバスというふうなわけではございませんけれども、松岡地区や永平寺地区の方々が永平寺温泉「禅の里」を利用していただくために、現在も運行しておりますコミュニティバスのバス停でございますけれども、松岡地区では翠荘、それから永平寺地区では永寿苑より永平寺温泉「禅の里」までの間を、現在、永平寺の南地区で利用しております永寿苑への送迎を利用しております15人乗りのバス、ワゴン車ですけれども、これの空き時間を利用してそれぞれの施設からのコミュニティバスの時間帯に合わせまして送迎を月曜日から金曜日、祭日、土曜日あるいは年末年始は除きますけれども、これを実施していくというふうなことでございますので、答弁させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 今、禅の里を中心にいろいろ僕話ししましたけど、大事なことで、町民の目線から見て利便性のあるコミュニティバスというものを、やっぱり町として今後考えていただきたい。

私も昭和二十七、八年ごろから高校時代、その当時は京福電鉄を使っていました。3両の車両が野中の駅で満員だというそういう経験がございます。

町の責任とは言いませんけれども、やっぱり駅のホームのあり方。弱者、障がい者、特に高齢者、膝に関節を入れた障がい者の方、その方なんかはエスカレーターに乗ることすら一歩踏ん張りがきかないと。だから、非常に弱者というのは、

これは健常者にはわからない面がいっぱいあるんです。ただ、身体障がい者の云々って言いますけれども、これは障がい者でないといけない。私どもいつも皆さんと一緒におつき合いですけれどもいろんな話が出てきます。えちぜん鉄道のあのホーム、3段か4段のホームが、松岡の駅にしてもこちらから3段おりて、向こうで3段上がるという、やっぱりこういったことも何らかの形を変えていかないと、本当に弱者が気軽に利用する鉄道じゃない。ただ通勤通学、これは大事ですよ。通勤通学も大事です。そういうことを考えますと、私ども二十五、六年前、まだ高齢者といってもそんなに活動範囲は広くなかったです。今はやっぱり活動範囲も広いという状況から、今後何らかの形を変えていかないと弱者が置いてきぼりになってしまうような状態は、永平寺町内の住民に大変申しわけない、そういう考えを私自身持つわけですから、その点、何かご意見ございましたら。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどの鉄道の駅舎のバリアフリー化のお話ですが、詳細な法律の名前はちょっと覚えておりませんが、新たにといいますか改築したりいろんなことでなぶっていく場合にはバリアフリー化を進めていくというふうなことの法律がたしかできているはずでございまして、そういうことも受けまして、現在、整備を進めさせていただいている永平寺口駅につきましてはそういった視点でバリアフリー化を取り入れてまいるということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） コミュニティバスの全町の運行状況、今、福祉保健課の課長も話しされましたけれども、本当に車の運転できる方は結構です。自分でその場所まで行けますから。だけれども、全てが免許あるわけじゃない。やっぱり弱い方もおるもんですから、そこら辺をひとつぜひ考慮に入れていただきたいと。

特に障がい者、私どもいつも一緒にいますといろんな話が出ます。「健常者にはわからない。一々そんなこと口にしたら、会長、生きていけませんわね」というそういう障がい者もおりますので、そこら辺十分ご理解をいただいて、行政の中で少しでもバリアフリー化ということが非常に大事じゃないかなと思います。

JRなんかはほとんど主要駅、エレベーターあるいはエスカレーター、敦賀も最近完成しました。そういった点でやっぱり弱者に、非常にもう世間一般が弱者のほうに目を向けた活動を行っているということをぜひわかっていたいただきたいと私自身思うわけでございます。

今、各起点からコミュニティバスを禅の里まで運行するという答弁いただきましたので、ただ全てが電車を利用しなきゃならないときもある。そういったときにやっぱりその方らをどうするかということもやっぱり考えて運行していただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 1点だけ申し上げますけれども、コミュニティバスの運行につきまして、禅の里への運行につきましては、上志比地区での運行の見直しを、地区内での運行の見直しをさせていただくということでございます。

なお、議員さん仰せの高齢者とか交通弱者に配慮したコミュニティバスの運行に十分配慮せよというお話ですが、これは先ほどから申し上げております地域公共交通会議というのがありまして、その中に利用者代表という方々が何人か入っていただいております。その中で、例えば老人クラブ連合会の会長さんでありますとか、PTA連合会の会長さんだとか、そういったことでいろいろご要望とかご意見を伺う機会は設けさせていただいております。そういったことで、利用者代表の中に今後、障がい者の代表者の方も、これは見直す機会がございましたらぜひ前向きに検討をさせていただいて、いろんな方々のご意見も聞く中でコミュニティバスの運行のあり方については十分配慮してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ややもすると障がいを持った方というのは余り表へ出ないんですね。水面下で悩んでいる。だから、私ども相談員たちにもよくそういう話を聞きましたので、ぜひ運行会議のときにもこういう話が出たということをご出出して、皆さんにご協力いただくことをお願いしたいと思います。

以上で終わっていきます。

○議長（伊藤博夫君） ここで11時まで暫時休憩いたします。

（午前10時 分 休憩）

---

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、金元君の質問を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、質問通告にありますとおり4つの質問を出しております。イ、ロ、ハ、ニと書いたのは順番が変わる可能性もあるということからです。1つ目は、町の公共施設管理のあり方について。2つ目は、高齢者が安心して暮らせるための町の方針は？ ということで、町の取り組みはということですね。3つ目は、公共施設建設は、まちづくりの基本的な構想哲学を持つべき。4つ目には、上下水道の施設、特に管路等の耐震対策の状況はということで質問を準備しました。

この質問に入る前に、今、吉野地区は蛍最盛期を迎えています。本当にすごいです。ぜひ来ていただくといいと思います。福井県中の蛍をあちこち見て回ったけれども、こんなに広い区域で蛍が乱舞するのは福井県内にはなかなかないのではないかって言われる方もいらっしゃると思いますので、まず自然をどう生かすかといういろんな話もありますので、ぜひ一回見てみるのもいいのかなということで、最初に言わせていただきます。

それでは1つ目の質問に入りますけれども、町の公共施設管理のあり方についてですけれども、河川公園の管理は町外の人材派遣会社コーワと町は決めてきました。私はこれについて、1つは、どうして町外の業者とするのか。この点では、この間、政府の行ってきた緊急経済対策として地域に対して果たすべき役割が行政にもあるのではないか。その趣旨に反するというを言ってきました。2つ目には、本町に事務所もない、公募への私は参加資格もないと思うんですが、そういう業者へどうして町の公共施設の管理を任せるのかと指摘してきたところです。この点では、これまでの経過からも、町内の組織や業者をこの際、どうして育てることをしないのか。それも見られないのが寂しい限りだと私は思っているところです。

そこで確認したいことがあるわけですが、この間、副町長が繰り返し言ってきたこと。それは公共施設の管理を他に委託する場合は指定管理しかない。法でそうなっていると答弁してきました。河川公園についてもこれしかないを進めてきたわけであります。この副町長の言い方だと、今後、公共施設の管理運営を町の直営以外のやり方で管理するとなると全て指定管理とするということになってしまうが、その根拠はどこにあるのか。施設の単なる管理委託ができないというのはどういうことなのか、まず伺いたいところです。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 答弁させていただきます。

平成15年の9月に地方自治法の一部が改正をされておりまして、公の施設の管理につきまして指定管理者制度が導入をされました。改正前の規定によりまして、管理委託している施設につきましては、その改正の施行の日から3年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となっております。したがって、この移行期間でございます平成18年の9月2日以降は、公の施設の管理は指定管理者による管理が一つ、それから直営による管理、この二通りになっております。

ということで、施設全体を包括的に管理を一つの事業者に委ねるそれまでの管理委託、これについては指定管理者制度に移行したということでございます。施設の清掃だとか警備の一部を外部に委託する、いわゆる業務委託は直営による管理形態の一つということになります。

これは根拠は何かというお話ですが、改正後の地方自治法第244条の2の第3項、ここに、ちょっと読み上げますと「地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができる」という規定がございます。この解釈でございますが、「必要があると認めるとき」は何ぞやということですが、自治法の逐条解説から引用をいたしますと「公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受することとなり、ひいては住民の福祉がさらに増進されることとなる場合」には、直営によらず指定管理者による管理を選択することができるという解釈になります。

ですから、それ以外の場合には自治体がみずから管理するということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、副町長が読み上げましたけれども、自治法が改正されました。改正か改悪かはわかりませんが、それまでであった自治法から、今言われました244条2の中でいろいろ公の施設の設置、管理及び廃止ということが定められました。ここでも、今図らずも副町長が言われたように、「必要があると認めるとき」は、解説でも管理を行わせることができるということで、そうしなければならないというわけではないですよ。それを地方自治というのはそれらに対する大きな判断することができる権限があるわけですから、そこを全てしてしまわなければならないということはないと私は思っているんですね。

答弁でいうと、これからいろんな意味で管理をしていくときには、ある意味任せたほうが、公共施設の設置目的をさらによくするんだという言葉さえつければ全て管理委託しなければならないってなることになるんですね。そういう言い方をすれば、当局が。それは私はまずいと思っています。

それでいいのかということ率直に確認したいし、例えば町が直営であることによる管理委託にはどうしてしないのか、そこを再度確認したいですね。できるとはあっても、しなければならないとは法律ではなっていません。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 先ほどもご説明しましたように、15年の自治法の改正によりまして公の施設の管理は直営によるか指定管理者制度によるか、いずれかの2つに1つということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） その枠から抜けられないということになると、それは……。

○副町長（田中博次君） 制度上、そうなっています。

○3番（金元直栄君） 制度上はそうなってるって、法律では明確ですよ。必要があると認めるときには、そういうことができるとなっているんですよ。しなければならないとはなってないですって。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） さっきも言いましたけれども、必要が認めるときは指定管理者による管理をさせるんですが、そうでないと判断した場合には直営で町みずからが河川公園の管理をしますと、こういうことでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） じゃ、町はそう言い切ってしまうと、私は町の権限が非常に狭まるし、住民にとっても決してよくないということを指摘だけしておきます。

僕はいわゆる管理委託の一つの方法としていろんな内容を行政は僕は探るべきだと思っています。そこが行政との違いですが、繰り返し言いますが、「必要があると認めるときは、町が条例を定めることによって、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」となっているだけです。そこを、しなければならないという解釈をしてしまうんでは、僕はそれはまずいと思っています。

私は、公共施設の管理は本当はやっぱり直営が基本だと思っていますし、時によっては地域の人々や団体にちょっとした公の施設なら管理を任せることだって

あり得ると私は思っています。そこらが行政の中で明確になっていない。どこまでどうするのかということをしていない。

今の状況を見ていると、町内の人たちが管理、例えば指定管理者として管理していたものも、ある意味奪い取って町外の業者に任せてしまうという状況が続いているわけですね。そのためにも地元の人々や団体の育成が大切だと私は思っているんですが、この方針は町にないのか。それに、完全に業者に指定管理として任せてしまうことによって、町が施設等の管理にある程度かかわることで町にとっても施設設置目的のよりよい方向を探っていくこともあるんですが、それすら、要するに町自身が施設の管理目的をどうしていくかということを考えることがなくなってしまうんですね。ある意味投げ出してしまうというとは、率直にそのノウハウを探ることもなくなることにより、行政としての損失になってしまうと私は思っているんですけども、その辺どう考えるのか。

ただ、公共施設の設置目的からも、単純に施設管理の管理費が安くなるからだろうというだけでは私はまずいと思うんですが、その辺はどう考えているんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 繰り返しになりますけれども、指定管理者制度に移行した背景には、民間の能力だとかノウハウを積極的に活用することによりまして、より効果的、効率的な管理運営を行うという目的が一つございます。

こうしたことから、その法律の規定を受けまして、永平寺町では永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例というものを設けておりまして、その2条におきまして、指定管理者を指定しようとするときは、これは原則、公募によりますよということを規定してございます。

ただし、その第5条においては、その例外規定が設けられておりまして、ごくごく限られた場合には公募によらず非公募にしてもいいですよということが書かれております。

ですから、議員さんは何がおっしゃりたいかというのは、多分、地元の業者に仕事をという、指定管理者の指定も地元の業者に指定をということであろうかと思いますが、その条例の運用に当たって、例外規定の運用に当たっては、極めて客観的な説明責任が問われているということで、費用の問題だとか、その特定業者にさせることが競争の中で指定管理者を指定することよりもはるかに大きな効果があるといったことが町としての説明責任を果たすべきということが総務省の

通知からも読み取れるわけでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 具体的に入りますけど、河川公園の管理について、3月に指定管理を決めて、4月に入って契約を結んだということでしたけど、このコーワは公募の要件満たしているんですか。

一つお聞きしたいんですが、公園管理の経験はこの業者はあったんですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 永平寺町の河川公園指定管理者の募集要項の申請資格において、申請の要件は満たしております。

また、コーワにつきましては、さまざまな経験、ノウハウ、ほかにその他の公園の管理をしている実績もございました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私が聞いている管理では、5月20日過ぎまで河川公園、6月に入ったら全国のマレットゴルフの大会があるということでしたが、草刈り等全く行われていませんでしたよね。現実的にボールがまともに転がないという苦情もあったはずです。ある意味そんな状況があるというのは私は能力の問題でも非常に問題だと思いますし、当時、何人かの人に時給700円で草刈り協力してくれないかという話があったそうです。700円でっていうんですが、どうもシルバーは機械持ち込みでそれなりのお金を払っていたと私は聞いています。作業していた人たちから。

そんなことを考えると、この業者は公園管理という経験はない、施設の管理というのはあるという話も聞いているんで、どうもその辺は、どうしてこの業者にこだわるのかというのが私わからないんですね。特に実績もないそういう業者を、ある意味町外の業者を、公募だ、自治法で決められている。そういうやり方で選定するというのは私いかがかなと思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、コーワの先ほど申しあげましたノウハウといえますか、ほかのところの管理業務についてでございますが、例えば石川県ではございますが加賀市の橋立の自然公園、それと東山総合運動公園など、その他当然施設の管理もしているということでございます。

また、先ほど5月20日過ぎまで入らなかったということではございますが、

まず1点は、これは以前の指定管理者制度の業者といたしますか団体におかれましても、当初やはり4月につきましてはいろいろな大会がございます。これはマレット協会とも十分協議をした上で作業をしていくというふうな形をとらせていただいております。ことしも当然ご存じのとおり、6月2日、3日に松岡河川公園において全国のマレットゴルフ大会が開催されたところでございまして、非常に多くの方が来場されて、非常にまたいい評価をいただいたということでございます。あくまでも草刈りは当然、転がらなくなったことを判断して刈るものでございます。まず、きれいなんであればこれは刈る必要はございませんので、そういったところも含めて、これはマレット協会さんと今回の大きな大会があるといったことから何度も協議をさせていただいた上で仕事をさせていただいたところでございます。

それと、雇用の面に対しましても、これは川治議員さんにもご答弁させていただいておりますが、雇用の面でもコーワにつきましては750名ほどの人員を雇用するといったことから、非常に地元を優先した雇用を対策するといったことから、先ほど議員さん仰せのとおり、地元でもそういった活動をされているというふうなことはこちらも聞いております。

また、地元の方も既に入って、管理人、それと芝の刈る方向についても地元の方でやっただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 前も話題になったんですが、待機所はあるけれども正式な事務所はなかったという話でしたね。契約する段階で。法人税はいつから払っているのか。払うようになるのか。そんな話もあったんで、それらも正式にやっぱり答弁として欲しいですね。

ただ、契約した後、シルバーにもやっぱり話はあったそうです。シルバーでやってくれないかと。指定管理といたら、それできないですね。一部分の業務委託は可能な場合もあるということだけで。だから、そんなことがどうしてされるんでしょう。

僕はそれらも含めて、特にこの業者については、そういう資格の問題。温泉のいわゆるプロポーザル方式で入ったときも、休憩中に見直されて2番目にあつたのが上がってきたと。そんな経過を見てみると、どうしてこの業者にこだわるのかというのがよくわからないんですね。その辺はどうお考えなんですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず事務所の件につきましては、これは3月の本会議の中でもお答えさせていただいたと思いますが、まず、うちのほうとしては申請書、同じ日に出されております。シルバーも今のコーワも。そこで、2つのほうの審査もしております。

そういったところから、まずこの間も3月のときにもお答えをさせていただいているところですが、これは全てチェックをさせていただいて、まず事務所の今おっしゃっている件ですけれども、警備法上の第40条に上がっております待機所、これが事務所としてどのような定義づけになるのかということ町としても調べさせていただいたところです。

いったところから、警備法上の待機所といいますと、やはり25分間ぐらいの程度の中で施設に行けるような場所とかそういったもので、この待機所が事務所としては定義にはならないのではないかとといったところから、税務課のほうに税法上の事務所とはどのようなものを言われるのかということで確認をさせていただいたところでございます。そういったところから、税法上で人的なものとか、物質的、あともう一項目あったかと思うんですけれども、その3項目によって法人の事務所として設置すべきものの要件を満たす場合については事務所としてみなすといったことを返答をいただいております。これは税法上の解釈ということでございます。

いったところから、そちらのことにつきましてコーワのほうに申し述べさせていただきます。

いったところ、その日に、じゃ、こういう申請ができるのかどうかという確認をしたところ、できるということで申請をされたといったことをこの間の3月の議会にもお話しさせていただいたところであって、法人税の税のかかるのは前回の税務課長の答弁のとおり、2月の申告のした日から3月、24年度につきましては24年の2月、3月が課税の始まりといったことになるといったことでご答弁させていただいているかと思っております。

それと……。

○3番（金元直栄君） 何でコーワにするのか。

○建設課長（山下 誠君） これは、コーワにこだわっているわけではなくて、先ほどから公募の段階で2社提出をされてきたと。これはあくまでも公正を期する段階での公募といった形でさせていただいたものでありまして、これは先般もお話

をさせていただきましたが、体育協会の振興会の会長さん、各地区のその方々、あるいは民生委員、児童委員とか、あるいは施設の利用者、あるいは社会教育委員ですか、その方々の8名から成る選考委員を経て、総合評価の中で判断をされたといったところから、先般、議会にお諮りさせていただいてお認めいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そういう話、いろんな説明聞いても何でこだわるのかなというの私はよくわかりません。

ただ、コーワ、いわゆる建設課だけの話でなしに、温泉のやつも含めると町全体で何でこだわるのかなというの私は抜け切れないわけですが、ただ、施設の管理について町は地元、町内の経済対策や町内の業者、組織を育成していく点で、町は基本的にどう考えているのか。今の状況では、この不況で公共事業も減っていますし、住民の購買力も落ちているときに、町が確保でき得るお金を町内の経済対策にどのように使うのかについて、どうも一貫性というか基本的な考えもないように思うんですね、これらを見てると。私はそう思っています。

特に現実的に町内に指定管理で受けてやってきた業者もありますし、ある意味町が管理をしながら業務委託ということも方法としてはあるわけですから、そんなことも考えずにやっているのはどうしてもわからない。どうして町には町内に委託先を求めるという絶対的な方針を持たないのか。その辺合理的な理由はあるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） この件につきましては、町内に求めないとかということとは決して思っておりません。ただ、今ほど申しましたように、先ほどの指定管理者制度につきましては公募によって総合評価の判断によってコーワさんに決まったということでございまして、これは川治議員さんにもお示しさせていただいておりますが、河川公園につきましては確かに今言ったとおりでございますが、高齢者の雇用促進も大変重要でもあると思いますし、町内の雇用促進ということも大変重要であると認識しているところでございます。

本年度より松岡公園の草刈りとか樹木の選定とかそういったものにつきまして、公園内の清掃なども含めまして管理業務委託を永平寺町シルバー人材センターのほうに発注したところでございます。

今後もそういった面ではあらゆる機会を捉えて雇用の促進というものは考えていかなければならないというふうに考えておりますし、また、今ほかにもシルバーのできる業務というのを、ことし新たに雇用はしているところでございます。

こういうことを言うてはなんですけど、非常に危険性の高いものの業務委託。高いところであるとかそういったことは非常に難しい部分もあろうかと思えますし、それと町内の業者さん、シルバー以外の方々の話になりますけれども、これはあくまでも公募の中で動かしていただいたというのが1点。それと、ほかにも業務のほうに関しましては、ほかの業者さんの、ことしから業務に入られたというところもちょっと聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後の一つ、税務課長に、法人税はいつからかけられました。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） 今ほど建設課長の答弁にもありましたように、申請を受け付けた日の属する月から課税をかけております。したがって、24年度につきましては2月申請でございますので、法人の決算が4月から3月の間でございまして、2月、3月分は24年度で賦課することになると思います。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私はこういう町内の人たちでもできるものについては、極力町内でやっぱりしてもらおうと。それが町内の経済対策になる。これは町の一つの確固とした方針として持ってほしいという立場から質問であります。

もしそれになかなか合致する組織がないとしたら、行政が育成していく。小浜市なんかは老人施設やそういう特養施設、それを市から指定管理で移管するとき、市内の有志に働きかけて、出資も求め、そしてそういう組織を育成して、そこにやっぱりお願いしているといったのを私たち以前視察してきました。

それらをやっぱり徹底してやるということをやらなかつたら、町内の人たちはどんだん寂れるし、さっきの時給の問題でも700円で募集して、実際今幾ら払っているか知らんですけど、それは以前と比べたら時給何百円も違うって状況。こんなの聞いていると、それはおかしいですよ。そのことだけ言っておきます。

ぜひ見直して、町のいろんな確固としたお金についてどうしていくかというこ

とを、町として方針を持って言ってほしいなと思うんですが、最後に何か答弁あれば。ないですか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 河川公園の指定管理を導入しておりますのは今回が初めてではございません。前回は公募の形で募集をさせていただきました、たまたまですけれども特定の業者しか手を挙げてこられなかったということでございます。今回の募集要項の中でも、町内に事務所を有することという制限規定を設けております。その中で、町内の事務所とは何ぞやという解釈の中で、先ほど建設課長答弁させていただいたように、事務所の要件を満たした町外のというか、いわゆる本社機能は町外にある業者が手を挙げられまして、選考の結果、そちらのほうにお願いすることになったと、こういうことでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後に、このことで一つ言っておきますけど、以前、指定管理、前回ですね、指定管理をするときも一部町内の業者が管理をしていた。それをある意味取り上げて指定管理にしたんですね、シルバーに。それも問題だと私は指摘しました。それは僕は非常にやっぱり町内のいわゆる専門としてやっている業者の仕事を、指定管理を名目に奪ってしまうというのはおかしいというのを指摘したと思うんですね。指摘し続けてきました。

今回もそうですよ。これは百歩譲ってシルバーがやっていたにしても、シルバーというのはやっぱり町内の人ですから、町内にいろんなお金が少しずつ落ちていたわけです。それを町外に持ち出すということは、それはまずいと思うんです。管理料いろいろ聞いてみると、町内に落ちる金、町外に持ち出される金というのはかなりあるということですから、そこらもぜひ今後考えていってほしいと思います。

もしどうしても答弁というなら、してもいいですよ。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、経済的というと大きくなりますけれども、先ほども言われましたように芝刈りやら草刈り等につきましては地元の雇用を最優先するという内容的にはなっておりますし、今もそういうような形をとっていただいているところでございます。

また、施設の修理、あるいは物品の購入、燃料費とか、これも地元の業者のほうで調達をしているというところでございます。

また、先ほど議員さんがおっしゃったように、22年の指定管理者の制度を導入しまして公募したときにも、これは今まで委託業務を受けておりました業者の方々には、こういった説明をさせていただいております。今度、指定管理者制度になりますから、もしそういった方で応募していただくんであれば、どうかひとつよろしく願いいたしますといったような説明もさせていただいているところでございます。

といったところから、決して何も言わずに私どものほうでプロポーザルを開いて取り上げたとかそういったことではございませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今答弁あったんで一言言っておきますけど、取り上げる取り上げないという問題ではなしに、町内の専業で行っているいろんな業者に対して、どう果たしていくかということでは、もしそういうところで町が、これは町外の業者に負けるなと思うのなら、どうして町が育成しないのかということを最初から言っていますよ。それは何回も言っているつもりでいるんですが、それはこういう制度に変わりますよでは、それは町内の業者育成、人々の育成、組織育成、団体の育成にはなりません。そのことだけ指摘しますし、やっぱり町に来た貴重なお金ですから、それを町内でどう使うかということは非常に大事だし、そのお金によって町内の組織や業者が育成されるということになれば、こんなにいいことはないんです。そのことだけ指摘しておきます。

2つ目の問題に入っていきます。

高齢者が安心して暮らせるための町の取り組みや方針はということですが、やはり町の高齢者対策は社協任せとなるのか。

これは先日、国内の認知症高齢者462万人ということが、かなりの新聞で何回も報道されました。この462万人、前回の調査では305万人という報告でしたが、その1.5倍。65歳以上の人の15%が認知症高齢者と言えるということです。これは厚生労働省の研究班の調査からの推計ということで、厚労省の研究班が示した数字です。

これらの内容については後で述べますが、まず本町の介護認定者中の認知症での認定者は何名か。認定者数と認知症での認定者は何名か。

2つ目は、国の調査による推計からいうと、本町の認知症者の推計は何名となるのか。

この辺ちょっと聞きたいです。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問でございますけれども、平成25年3月末現在の高齢者数は5,205名でございます。高齢化率は26.58%、全体の人口比率に分けますとそういうような比率になっております。

介護認定者数は920名でございます。日常生活に支障を来す症状や意思疎通が困難な認知症と思われる方が278名、いわゆる予備軍というんですか軽い症状があるんじゃないかと思われるような方が361名、合計で639名おられます。

65歳以上の人口におけます認知症と思われる比率でございますけれども、認知症と思われる方については5.34%、それから予備軍と追われる方が6.94%、全体では12.30%というふうになっております。

過去の状況としましては、65歳以上の人口におけます認知症者と見られる方と予備軍を含めた割合でございますけれども、平成22年3月末では11.03%、それから23年3月末では11.51%、24年3月まででは12.21%と若干増加傾向にあるというふうな現象が見られると思います。

これはいわゆる団塊の世代の高齢化に伴いまして介護を要しない高齢者の人口も増加する中で、高齢者の長寿命化によります認知症の症状がある高齢者が増加する傾向にあるということでこういうふうな傾向が出ているんじゃないかなというふうにして思われます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 高齢者がふえるに従って増加の傾向にあるという答弁ですが、僕はそうは思っていない。

今回の厚労省研究班の指摘は、これまでの認知症の捉え方が甘かったということとをきっちり反省しているんですね。今、15%ぐらいいるというと、本町では750人から800人の認知症患者が——15%だけです——いるということになるわけですから、高齢者に対して。今の認知症でいうと非常に少ない。予備軍はまた別ですよ。予備軍はまだそれ以上になるということが指摘されています。

今回は厚労省の研究班による調査結果の報道によると、65歳以上の高齢者中462万人が認知症との報道でしたから、認知症に対する取り組み、対策への課題も示したわけです。

これまでの調査では、介護保険利用者を対象にした厚労省の調査でしかなかったんですね。いわゆるもっと幅広い者を見る必要がある。現に厚労省の以前の調査では、介護保険利用者を対象にしていますから2012年の調査で305万人という試算です。

今回の調査では、これまでは認知症の軽度者が見落とされていたと。さらに軽度の認知障がいの人、障がい者とは言っていないですね、障がいの人。これは認知症予備軍というわけですが、この予備軍に400万人がいる。4人に1人ぐらいが認知症にかかることになるんですが、この点、つまり軽度の認知障がいの人々については病院等で適切なケアを受けなければ、5年後には半数が認知症に進むという報告も、これ研究班がやっているんですね。

そういう中で、捉え方はやっぱりちょっと町のやつは甘いという感じはないんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいま報告しました人数、認知症及び軽度の認知症と思われるような方、これはあくまでも介護保険制度におけます介護認定審査会におかれまして医師の意見書等での自立度の判断に基づいた数でございますので、それ以外の方、当然介護保険の介護度区分を申請されないような方もおるかと思えますけれども、その方についての人数についてはちょっとまだ把握していないというふうな状況でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ややこしい話別に、この報道を見て率直に、直接担当課になるであろうと思う担当課としての長としてはどう思いました？

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 当然調査が必要だというふうにして思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕は真っ先に深刻だと思ったという答弁が来るのかなと思っていましたけれども。

これまで厚労省の認知症対策は、介護保険、2000年から始まってから本格化したんですが、主に介護が必要になって、それも大変な状況になった要介護者に対応の重点が置かれてきたわけですね。それもたびたび、認知症の人たちについては見直しが行われて、軽く判定が出るということから見直しがあったんです

が、今回の調査結果と報道は、認知症軽度者への対応策強化が必要だということ  
を改めて示したと私は思っている点で深刻だと思っています。

私も昨年、認知症対策は町としても全体で取り組む必要があるという質問をし  
ました。軽度者は認知症の進行をおくらせたり改善もあるんだということその  
とき示したわけであります。町の対策を求めてきたんですけれども、今回の調査  
結果はそのことを裏づけることにもなっているんですね。

今回も介護が必要でないごく早期から進行に応じてきめ細かいケアや生活習慣  
病対策をすることで、症状の緩和や一定の進行抑制につながるということがわかっ  
てきた。今回の研究班が、障がいのある人たちの数を調べたのもそうした背景がある。  
今までの積み上げがあるということですね。朝日の記事ではそうなっていました。

5年計画のオレンジプランの見直しは必至ということもあったわけです。

本町では昨年も指摘していることから、どのように進めようとしているのかと  
いうのもちょっと聞いておきたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 認知症の早期発見、早期対策としまして、今現在、  
県が25年度モデル事業としまして、鯖江市を初め3つの市町で実施しております  
一定の年齢におきまして認知症の機能低下を発見するために、活用事業でござ  
いますけれども、対象者を把握しましたいわゆる基本チェックリストというのが  
ございます。これに認知症関連の質問事項5項目というふうなのを追加しまして、  
専用のソフトによって認知症の疑いのある対象者を抽出しまして、対象者自身の  
判断や、それから家族等の相談の上、医療関係へ受診して、さらに専門家の質問  
事項によりまして認知症の判定をするというふうな流れを今行っているところで  
ございます。県の話でございますけれども、方針としましては26年から2年以  
内に県内全市町で実施するというふうになっております。

このような中でございますけれども、永平寺町としましては今年度、25年度  
からでございますけれども、福井医科大学の神経科、精神科、それから仁愛大学  
の心理学科、福井県立大学の看護福祉学科の関係者が構成いたします福井心の元  
気プロジェクトというふうなプロジェクトチームがございまして、このプロジェ  
クトが脳波の検査方法を採用しまして、心の健診システムを構築する目的のため  
に、町の保健師、それから地域包括支援センター、社会福祉協議会が、ことしの  
7月から10月までの間に、16カ所の地域サロンにおきまして認知症の講演、  
それから採血とか脳機能検査による1次検査において診断しまして、福井医科大

学での2次検査、ちょっとどうですかというふうな方は福井医科大学で2次検査を行うというふうなことでございますけれども、頭部のMRI、それから脳波等の検査を行いまして、結果の説明、助言を行うことにより、認知症の早期発見、それから重症化の予防事業として、共同で実施していくというふうな流れになっております。

検査費用等につきましては、1次、2次検査に係る費用等は全て無料というふうになっておりまして、2次検査につきましては夜6時ぐらいから8時というふうな時間帯になりますので、これは福井医科大学から交通費を支払ってというふうなお話もございます。

この事業によりまして、認知症の早期発見、悪化防止に大いに効果があると思えます。

それから、このプロジェクトに対しまして私のほうから若年層における認知症の対策というふうなことで何か取り組みができないでしょうかというふうにしてお願いしたところ、このプロジェクトチームでの人員的な、人手の制約もありまして、地域サロンみたいに各地域へ出向いてというふうなことは非常に困難だと。町内でまとまったところで若年層の人が集まっていただけならば、そういうふうな検査も可能だと。こういうふうなプロジェクトチームについても若年層の認知症についても非常に関心があるというふうな回答を得ておりますので、何かいい方法はないかなというふうにして今思っておるような次第でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 物忘れ、軽度認知障がい、認知症、それぞれ違うわけですね。物忘れというのは認知機能の低下は加齢に伴うレベルで、基本的には健康な状態。忘れたことの自覚もあり、ヒントを言われれば気づく。食事のメニューを忘れてりする状態。軽度認知障がいという人は、認知機能が年齢相応のレベルより低下しているが、日常生活は基本的に正常に送れる状態。認知症というのは、社会生活に支障があるレベルで、認知機能が低下した状態。出来事の全てを忘れ、忘れたことの自覚もない。徘徊や妄想などを伴うこともある。食事をしたこと自体覚えていない。これが認知症と言われると言われてはいますが、そこらは区別されていて、若いときからどうチェックするかというのは大事なんです、認知症のチェックリストというので13項目の簡単なチェックというのがあるんですね。13項目のうち私は2つ適用しました。4つ以上あると認知症が疑われるというこ

とで際どいかなと思ったところもあるんですが、この13番目には、大切なものを盗まれたというふうなこともあって、それは私らもよくいろんなところで経験しているところなんで、その辺はチェックしていくことは単に専門家に委託しなくても町としてどうしていくのかと。対策については専門家がいるんですが、やれるんだと思います。

その前にちょっと一言言いたいのは、認知症対策は軽度者対策が鍵だと調査結果は示したわけです。ところが、政府の社会保障制度改革国民会議では、軽度者については介護保険からの切り離しを論議していると報道されているところですね。ご存じだと思うんですね。

一方、国は、高齢者が地域で生活していける、つまり在宅で生活していけるために、自助、共助、公助として、自分のことは自分でしなさいということをしなから、地域が高齢者を見ていけということで地域包括ケアシステムというのを構築しろということを行っていると思うんですね。この方向性を示しているんですが、自治体にその体制の整備を求めているところですけども、このケアシステム、以前にも質問しているんですが、誰が主体となって作り上げていくのか。現在の取り組みの状況はどうなっているのか。簡単に示してほしいし、本当に軽度者をこう簡単に介護保険、行く行くはそこへ進んでいくんですが、そのいろんな取り組みの中からのけてしまっているいいんですかね。また、町はどう考えているのかも含めて答弁願います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまご質問ありました社会保障制度改革国民会議で取り上げられました介護保険制度におけます要支援者でございますけれども、これに該当する人たちを増加する介護費用を抑制するため、介護保険制度から切り離して、市町村の事業としてサービスを提供してはどうかというふうな検討をされているというふうな中身だと思いますけれども、このことにつきましては国及び県からの情報提供等もなく、制度が確立した時点で推移を見ていきたいというふうなことを思っております。

それから、2番目にご質問ありました地域ケアシステムのことでございますけれども、これにつきましては地域包括支援センターで高齢者への支援方法や地域の課題を共有するために地域ケア会議というふうなのを開催しまして、町が地域問題を解決していくために保健、医療、福祉等の専門家機関や住民、組織、それから民間企業等によるネットワークをつくって、高齢者が地域で自立した生活が

営めるよう地域包括ケアシステムというふうな構築に取り組む必要があるというふうにしてなっております。

したがって、この地域包括ケアシステムについては、町が主体となっていくというふうにして解釈をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町が主体となってやっていく、それはそうなると思うんですね。介護保険で見ないって、自治体に任せるっていうことを言っているんですが、今回の調査結果はそれを示しているんですけど、実際、どの辺まで進んでいると思っておりますか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 先ほど言いましたように、まだ国あるいは県からの情報等も入っておりませんし、サービスといいますが、現在、私どもが町単独でやっております外出支援あるいは配食、紙おむつ等のそういうふうな支援事業もございます。それらも含めてのことだろうと思っておりますので、今後のまた国、県の事業のあり方の推移を見ながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと最後にこの点で聞いておきたいんですが、介護保険制度では介護にかかわる離職者が年間15万人にも達し、その多くが女性にとり、心中などの不幸な事件が多発し、大変な社会問題になっている中で、介護保険は社会全体で担おうとして国によって制度が設けられてきました。この介護保険、制度の導入時に国が言ってきたことは、保険料を納め、介護認定を受け、1割の負担をすれば、つまり条件を満たせば希望する介護サービスが受けられることを言ってきたんですね。それ間違いないですね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 介護保険制度の狙いとしては、老後の最大の不安要因であります介護を社会全体で支える仕組みを創設しまして、社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、理解しやすい仕組み、あるいは利用者の選択によって福祉サービスを総合的に受けられ、介護を医療保険から切り離し、家庭での療養が望ましいにもかかわらず介護者がいないなどの家庭の事情によって入院している状態のこういうふうな解消をするために設けられたというふうな制度でございまして、この給付を受けるためには全国一律の基準で調査ある

いは判定した介護認定に基づいて、在宅あるいは施設サービスを受けるというふうな制度でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 実は、軽度者をこの制度から抜こうという話が今国では出てきている。推移を見守っていくということですが、実際よく見てみると、介護保険、福祉のためにということで、昔の消費税の導入はそういう名目でなかったですかね。あの当時、この顔はうそをつく顔ですかと言った人もいましたけど、国民をだまして導入された消費税、福祉に使うんだということを言いました。現実的には福祉には使われないというのがこれまでの消費税の中身だということは皆さんご存じだと思うんですね。大体法人税の減税分と相応するとも言われています。

しかし、本来そういうもので財源も確保するということを言ってきたのにされていない現実があるんで、やっぱり行政としても、自治体としても、やっぱりこういう制度、地域をどう守っていくかということはきちっと発信をしていってほしいと思います。

課題は明確ですから、これら高齢者対策を町としてどうしていくのか。町が町の福祉事業としてどのようにしていくのか の課題もあることから、本当に町主導での対策、やっぱりわかりやすく示してほしいと思いますし、いわゆるこれも事業委託ということで、他の組織に任せるんでなしに町独自に、やはり直接見ていくことをぜひお願いしたいと思います。

ちょっと質問の時間の問題もあるんで、これはこの辺で終わっていきますけど。

○議長（伊藤博夫君） あと10分ありますで。

○3番（金元直栄君） そうです。えっ、11分ですけど。ここで見てみると。

○議長（伊藤博夫君） あと昼からに回しますか。

○3番（金元直栄君） はい、昼からでいいです。

○議長（伊藤博夫君） ほんなら、暫時休憩いたします。

1時から再開いたします。

（午前 時 分 休憩）

---

（午後 1時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 3つ目ですが、公共施設建設は、まちづくりの基本的な構想哲学を持つべきという内容のものです。

本町も合併して随分たちますが、合併前にそれぞれの町や村がそれぞれの思惑の中で、それぞれにつくってきた公共施設、そのあり余る施設があるものの、その公共施設をどのようにしていくかという方向性はいまだ出ていません。それどころか、ここに来て新たな公共施設の建設計画も進められてきています。

一方で、本町内を見渡してみますと、合併により役場がなくなることから人の流れが変わり、地域の商店などは経営も大変になってきているそんな中、東古市ではマーケットの廃業、上志比でもテナントがどんどん撤退してきたという経過も見られるところです。これにより地域に住む人々、特に高齢者にとっては生活に必要な特に食料品などを買いに行くところさえなくなっているところが見られます。いわゆる買い物難民、これをつくらないまちづくりをどのようにしていくのか。その辺を示してもらいたいと思っています。

この点では、商店街は地域の公共財産。買い物弱者をなくし、魅力あるまちづくりをなど、まちづくりの基本的な考えを持ち、生かして、どんな町にしていくのか。町の将来を示しつつまちづくりに生かしてもらいたいと思います。それらを持ちながら、公共施設計画を町全体を見渡してつくるべきだと私は言ってきましたが、今、本町にはそのようなまちづくりの基本的な考えというものはあるのか。いわゆるランドデザインと私は言ってきましたけれども、どうもそれが見られないところがあるので、その辺伺います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのまちづくりに関連しました公共施設の整備等につきましては、永平寺町総合振興計画の基本目標でございます基本計画、施策の大綱、また平成22年3月に策定をいたしました永平寺町都市計画マスタープランなどに基きまして、どの地域も等しく発展するように、3つの地域の特色、資源を生かしながら、個性豊かな施策の推進を基本方針といたしまして整備をしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そういう振興計画やそういうのもあるということですが、現実的に例えば旧松岡町にもそういう計画はありました。

公共施設を建設することで、暮らしに本来必要なものを苦しめることになって

いったというようなことはないかということをやっと検証する必要があると思うんですが、例えば一つの例を挙げますと、かつて福祉施設に風呂をつくる、浴場をつくるというのが非常にはやりました。そういう時代もあったんですが、これにより旧松岡のいわゆる市街地にあった銭湯の経営を圧迫した。全体的にもそういうことがあって補助金を出すということがあったんですが、結局はどんどんなくなっていくという経過もあったわけですね。それは一つの例だと思います。そんなことを町として考えての公共施設建設というのは何か基本的な考えがあって進めているんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 町といたしましては、利便性と安全性にすぐれた魅力ある町にするため、まず基幹道路、地域内の連携や拠点間を結ぶ生活道路網の整備、また次世代を担う子どもを支援するため、小学校屋内運動場の改築、また小中学校の耐震化工事の早期完成とか、健康増進と介護予防、地域活性化を図るため健康福祉施設の整備や、また永平寺口駅周辺整備など、地域の特色を生かした住環境の整備に対し、また合併以降、町の重要施策でございます計画的、好意的な整備に取り組んでおります。

また一方で利活用などの検討が必要な公共施設もありますが、今までに福祉会館の解体や組織の機構改革による経費の削減、福祉施設の指定管理者制度による運営など、行財政改革もあわせて進めており、公共施設の適正配置と有効利用、統合整備などの再編計画などを行っており、これまでのようなことを通してまちづくりを進めております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そういう具体的ないろいろどういふものというのではなしに、私は例えば今、東古市からマーケットがなくなりました。町は道の駅をつかって直売所もつくろうと。その計画をどうするかというのは今後の課題にもなっていますけど、それらをいろいろ見てみると、実はいわゆる永平寺口駅の周辺でも直売所をつくらうという計画もありました。

こんなのを見ていると、どうしてそう思いつきのいろんなことを考えるのかなと思わんところがないわけではない。例えば僕が聞いたかったのは、まちづくりのコンセプトというんですか、きちっとした一つの方針として、歩いて行けるところに商店を残そうとかいうのを基本にして、どういうまちづくりをしていく

かというのがないんじゃないかということでもまちづくりの構想とか哲学がないんじゃないか。それを今こそ持つ必要があるんじゃないかという提案なんです、その辺いかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） これまでも総合振興計画、都市計画マスタープランですか、それ以外にも事業を、新規事業もごさいます。それらにつきましては、その都度議会にお示しをして取り組んでおりますけれども、今、町といたしましては公共施設の整備につきましては、特に必要性や効果などさまざまな観点から検討して、基本としては暮らしの質を高め、また全ての町民が幸せを実感できる利便性と安全性にすぐれた魅力あるまちづくりということで町としては取り組んでおります。そうした中でいろんな課題も出てまいりますけれども、町としては町民の生活につながるまちづくりということで進めているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今いろいろ答弁聞いているんですが、何で私こんなことを言うかということ、今基本的なことは言いましたけど、今の本町の公共施設建設の現状、状況を見てみますと、課題というか話題となっている公共施設建設を個々の課題として提案し、そこで初めて出てきたとこ勝負の対処、つまり議会の多数を頼りに思いつきの論議がされている。要するに基本的な考えが見られないということを私は指摘しているつもりです。そこには高齢化社会を迎えるに当たってのまちづくりの構想というか、まちづくりの哲学というか、そんなもの、どんな町をつくっていくかという基本的なものがなかなか見られていないように私は思っているんです。私は思っているんですが、そう思うのは私だけでしょうかね。実際に買い物に行くところがないという声があるわけですが。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） これまでも申し上げましたように、町といたしましては均衡ある発展、また町民の福祉の向上ということの基本ベースとして考えております。

そういった中で、今議員おっしゃるとおりいろんな課題もごさいます。それらは少しずつ町といたしましても課題解決に向けて今後また取り組んでまいりたいとは考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） どうもかみ合わんのですが、繰り返しますけれども、今の状況は、例えば温泉にしても、新たな道の駅にしても、合併前のこれまでのいろんなそれぞれの自治体の取り組みからいっても、経過から見ても、とてもまちづくりの構想を持っているの計画だと私は思えんから聞いているんですね。

その点、町としてはどのように見ているのか。また、私は率直にそれらをやっぱりきちっと、商店街というのはやっぱり町としての公共財産ということで位置づけるなら、そういうものをどう残していくか、支援していくか。それは公共施設をつくることによって支援するということもあると思うんですね。圧迫するんではだめ。そういうふうなものを思うわけです。

次ちょっと言いたいのは、例えば今後、農振地域の見直しもあるわけですね。それ予算にも出ましたよね。この際、これも含めて町としてどのようにしていくかを十分研究しておくべきだと思うのは、農振地域を下手に指定すると、村がもう大きくなる要素がなくなってしまうことやったってあるわけです。村の周辺全部田んぼ、農振地域にしてしまうと。だから、その村をどうしていくのかということも含めて十分研究しないといけんところがあるわけです。だから、いろんな町の施策というのは、公共施設の建設も含めて地域を助け、地域の発展を阻害しない、そういう内容のものを何をもとにつくっていくかということをおは考えなあかんと思っているんですが、私の指摘についてはどう思いますか。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 答弁させていただきます。

今、温泉の健康福祉施設の計画についてということでお話がありましたけれども、永平寺町の先ほど企画財政課長が答弁されましたけれども、永平寺町の将来の目標を設定して、その現実に向かっていく指針といたしまして平成20年3月に永平寺町総合振興計画を作成されています。この計画の中の第1章、健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざしての第1節、健康づくりの支援の中に温泉等を利用した施設の充実、整備として、永平寺町健康福祉施設の整備が明記されています。

この永平寺町総合振興計画などを踏まえまして、永平寺町における都市の将来像や都市計画などの基本方針を明らかにし、地域ごとのまちづくりの方針を定め、町における都市づくりの総合的な指針として、永平寺町都市計画マスタープランが平成22年3月に作成されております。この計画の中にも、第1章、地域別まちづくりの構想の中の③上志比地区のまちづくりの方針の中に、貴重な温泉資源

の活用として、温泉を生かした癒やしと触れ合いの場づくりとして定義されております。

来月、開業を予定しております永平寺温泉「禅の里」ですけれども、町民の健康づくりの支援や温泉を生かした触れ合いの場となる施設といたしまして、町の指針となる計画の中で位置づけられております。まちづくり構想の中でランドデザインとなる施設であるというふうに考えておるところでございます。

今後は永平寺温泉「禅の里」と、現在計画中の道の駅が一体となりまして、永平寺町の活性化や観光と産業の振興を図り、にぎわいのある活力豊かなまちづくりを目指します。

また、町民の健康づくりにつなげていくための施策によりまして、健康で笑顔に満ちたまちづくりを実現していけるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ言われるんですけど、その温泉、何でやったかという経過とか、それを前提にそういうことを言われているのかというのがわからんですね。場所もそこに決めたのが根拠ないですよ。例えば上志比ではニンキーの館つくって、直売所をそこに示したわけでしょう。何でそれを生かさないんですか。

だから私が言いたいのは、今の状況を率直に言わせてもらおうと、計画もなかった中、いわゆる議員の思いつきや思惑に行政が飛びついているとしか思えない。言葉悪いですけども、そういう状況がややもすると既存の商店を脅かすんでないかということ指摘しているわけでしょう。その線上でやっぱり論議してほしいわけですよ。

だから、本当にいわゆるまちづくりのランドデザインというのは、どこにどういう施設をとということではないですよ。どういう町をつくっていくのかということ。そこをやっぱり十分考えて、つくりたいからつくるといものではないと私は思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今ご質問の健康福祉施設の計画についてでございますけれども、この計画は永平寺町が合併前からの上志比地区の要望として上がってきております。それを総合振興計画なり永平寺町都市計画マスターブ

ランの中で現実味のある計画としてつくっていただいたものでございます。それを各計画の策定委員の方の識者の方が計画に沿ってつくっていただいたものを私たちが現実にさせるといふような私たちの仕事だと私たちは考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 町といたしましては、合併時に新町建設計画が出されております。それに基づいて永平寺町の総合振興計画も策定されました。その中で基本目標が6つございます。1つ目は、健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして。2つ目に、健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして。3番目に、安心して暮らせるまちづくりをめざして。4番目に、快適で利便性の高いまちづくりをめざして。5番目に、にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして。6番目に、思いやり、共に生きる地域をめざしてというこの基本目標にしてまちづくりを進めております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） もう2分しかないので、そこで論議したいと思わなあかんのですが、私は温泉の問題を言っているわけじゃないですよ。温泉にしても、それにくっつけようとする道の駅にしても、直売所の話やら、以前は直売所、まだほかにつくるって話もありました。そういうなのを見ていくと、例えば地域から商店街なくなったときに、じゃ、行政が全部責任持って商店もつくって、みんなが安心して周辺地域でも暮らしていけるようにするんですか。できるんですか。それではまずいんじゃないですか。

だから、ここできちっとやっぱりそういう指摘を受けて、どういう町にしているかということの一回見直してほしいということです。だから、合併してもう7年も8年ものろうとして、その協議をしたのはもっと前の話ですから。それから一貫して変わらん、それでやっていくんやというのもおかしい話でしょう。ここに来てのいろんな矛盾が噴き出ている中で。

そんなことを考えると、ぜひそういうことを指摘として受けてもらえるんかどうかということもわからんですね。そういうこと全然感じていませんというんやったら、僕はもう論点が全然ずれているとしか、私のほうがずれているとしか言えんのですが、私がずれているんでしょうか。町が進めているのがずれているんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） いろいろ今お話お聞きしていますけれども、合併18年にいたしました。上志比村にしましても、永平寺町にしましても、松岡町にしましても、それぞれの町と村の長い歴史があるわけであります。

そのまちづくりの本質ということは、今お話しされていることも十分、当然のことであろうと思うんですけれども、この間、織物会館のことで調べておりましたら、35年に松岡町の役場から松岡の織物協同組合へとにかく施設を移管したということですが、当時、織物業者というのは松岡の中で129件があったということでありますので、35年ですから50年前ですけれども、ただ、その時代が今非常に変わってきておりますし、それから人口の変遷も非常に激しいということであります。その中でやはりこれからまちづくりを進めていくということは、非常にそれぞれ日本中いろんなことがあると思いますが、やはり大事なことはその地域をどうするかということが非常に大事だろうと思っております。

今、金元議員さんが言われることもごもっともであります。ただ、今の時代といたしますか、社会の中で、やはりこれから永平寺町がどうしていくかということ是非常に大事であると思っております。

だから今申し上げましたように、商業施設がなくなるというのは非常にこれは大変なことですし、だから町の中でみんなが買い物できないかということも大事でありますし、それがなくなると今度、高齢者の方がどう買い物するかということも出てきますので、そういうことは十分これからそういう中でいろんなことが出てきますので、どう対応していくかということが非常に大事だろうと思っております。

それから今、これは新しい町になりまして振興計画とか土地利用マスタープラン等つくっておりますけれども、これも町民の意見を全部聞いてこういうものをまとめてきましたんで、そういう中で例えば道の駅にしましても、温泉にしましても、ちゃんと明示されて来ているわけであります。だから今、ひょこっと出てきたわけではありませんで、その辺だけは十分ご理解いただきたいと思っておりますし、そういう意味では非常にこれから町の中も変わってくると思っております。今特にいろんな課題があっていろいろ取り組みをしておりますし、どういうことがこれから町の発展につながるかということも当然考えておりますので、そういう中で今いろいろな施設なんかもありますし、その公共施設もこれまでの施設もありますし、例えば道の駅なんかは新しく建てるということになりますし、織物

会館の跡の整備にしましても新しい施設をつくりたいということで申し上げているところでありますので、その中で本当に地域全体が、いろんなことあると思いますが、そういうことを含めてどういう形にこれからしていくのがいいか。あるいはどういう形が望ましいかということは当然でありますので、そういうことを含めてまちづくりを進めるというのが非常に大事だと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 時間がないので、私が質問したのは、人々が地域でも安心して住み続けられるまちづくりをしてほしいという提案です。ぜひ考えてほしいと思います。

最後に質問だけで、あと答弁だけもらって終わるかもしれませんが、上下水道施設、特に管路等の耐震対策の状況はということで質問出してあります。

国は災害時のライフラインの確保のために補助金を出して上下水道施設、特に地中に埋まっている管路の耐震化を進めるべきだとしていますが、本町の場合、どういう状況になっているのか、それだけ示していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 時間は済んでおりますので、答弁だけ。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは初めに、水道関係の耐震対策についてご答弁をさせていただきます。

現在、水道事業で管理しています主要な施設ですね。上水または取水施設。これは町内で7カ所ございます。

まず松岡地区の関係で、松岡地区2つございますけど、私どもがおります水道管理センター、これは昭和51年に建てられまして、昭和56年の建築基準法の耐震基準改正の以前に建てましたんで、一応耐震診断はしております。平成15年に、福井県の耐震評定委員会のもとで診断を行っております。その結果、第1次診断、これは中度の震度対象なんですけど、震度5の対象です。許容応力設計変更計算値、こういう計算値のもとで耐震診断を行っております。

それと第2次診断、これは震度6以上です。関東大震災クラスのを想定したものです。これは保有水平耐力の算定値、こういう基準とした数値で計算を行っております。その結果、構造耐震の判定値が、基準値は1s値と呼んでおりますけど、これが0.72以上を上回っていることがよい結果というんですか、こういうことなんです。その結果で、1階部分が1.42、また2階部分で1.2

12の判定結果を得ております。耐震性はこの建物につきましては若干古いんですけど、耐震性が保たれていると思っております。

あと、横に貯水池ですね、水をきれいにしてためて配水池まで送る貯水池がございますけど、これも16年に耐震診断調査を行っております。いろいろはつりとか圧縮の検査をしまして、検査結果が全て健全であるという、腐食もないという結果が出ておりますので、これにつきましても耐震性が保たれていると思っております。

あと、松岡に右岸がございます。

- 10番（上坂久則君） 議長、時間オーバーしているんやから簡潔にやれ。
- 上水道課長（山本清美君） はいはい。それでは、右岸……。
- 3番（金元直栄君） 権利はある。何言ってるんや。
- 10番（上坂久則君） 時間守ってから言え。
- 3番（金元直栄君） 何がや。時間守っている。
- 議長（伊藤博夫君） みっともないことするな。
- 上水道課長（山本清美君） 右岸の浄水場でございます。これは耐震補強工事を行っております。仕切り壁の増設とかポンプ室のやなの補強を行っております。

次に、永平寺と上志比につきましては、全部昭和56年以降の建物でございます。全て基準にかなった構造物として考えております。

次に、管路でございますけど、水路の管路は全部で190キロございます。そのうち耐震管、これが耐震管としてしてしていますのは8キロございます。これは松岡公園の配水池までの送水管、また永平寺地区で緑の村、諏訪間団地から国道364号線にかけましてのけやき台へ送っている管路、これが耐震管として布設しております。

水道管というのはやはり今から30年ほど前ですね。こういうものが8割以上を占めていまして、材質としましてはポリ塩化、ポリ管ですね。また铸铁管などが多数使用されている状況でございます。

このような状況から、管路の更新計画の考え方としましては、やはり水道ビジョン、水道の指針であります水道ビジョン、また水道事業変更計画、それと下水道の更新計画にあわせて今後広く考えていきたいと思っております。

- 議長（伊藤博夫君） これ、産業建設常任委員会で聞いてもらえばいいで。
- 3番（金元直栄君） 時間がないので資料だけ出してくれって一言言って終わります。

- 議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。
- 3番（金元直栄君） ちょっと時間が長なってんで、細かい答弁……。
- 議長（伊藤博夫君） 産業建設常任委員会でやって。
- 3番（金元直栄君） それ、私に出していただけますか。質問しているんで。
- 下水道課長（太喜雅美君） 資料、後ほど常任委員会を通して出させてもらいます。
- 3番（金元直栄君） 以上で私の質問終わります。
- 議長（伊藤博夫君） 次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

- 14番（渡邊善春君） さきに通告しておきました点について質問を若干させていただきますと思います。

質問に入る前に、行政の方々にこうしてメンバー、顔が本当に、新しい課長さん、あるいは教育長初め、やはり見てかわったなという感じでおりますけれども、私もかつては一番最初に議員になったときに、議席に着いたときに本当に緊張の一途でございましたけれども、各担当の方々がそのような気持ちかなということで、今後やはり永平寺町の2万町民の生活、生命を預かる皆様でございますので、ご尽力を賜りまして、永平寺町発展のためにご尽力くださいますようお願いをいたします。

まず最初に私が通告しておきました永平寺町の教育についてということでございますけれども、数年前にNHKの全国放送の中で、やはり永平寺町がすばらしい鶴瓶さんのあの放映を見て、たくさんと永平寺町に視察あるいは問い合わせがあったと聞いておりますけれども、やはり私たちもあのテレビを見るまで知らなかったんです、松岡の人、そのとき。こんなすばらしいんかという思いをしまして、そして話に聞きますと、今までずっとある程度永平寺や上志比地区では取り組んでおるといことなんですけれども、今現在、どのような取り組みをしているのか、まずはお尋ねをいたしたいと思います。

- 議長（伊藤博夫君） 教育長。
- 教育長（宮崎義幸君） いろいろ出番をつくっていただきましてありがとうございます。

私も昨年まで永平寺中学校におりまして、去年ですと年間103人、県外から視察に訪れております。主な取り組みとしましては、校門で礼をしたり、あるいは授業開始前に黙想して静かな雰囲気から授業が始められるようにとか、無言で清掃したり、それから隣の上志比中学校のほうでは無言で給食をしたりとか、そ

ういうふうなことを取り組んでおります。両校の伝統的な学校の特色ある活動としてやっております。

じゃ、松岡中学校はということで、ちょっと上志比中学校と永平寺中学校はいわばそういう静的な取り組みを特色ある行動として子どもたちも自信を持って取り組んでおります。一方、松岡につきましては今度逆に動的な活動を重視しております。文武両道で永平寺町の学校をぐいぐい引っ張ってもらっているということをちょっと申し添えておきます。

あと、そういう教育をもっと多くのということなんですけれども、校長会等でも話をしてますし、NHKのそういう番組の話題も広がってますし、県内外からたくさんの方が来ているという話も広がってます。町内の小中学校でも今無言清掃、一生懸命取り組んでおります。そして、少しでもああいう落ちついた雰囲気学校全体に広めたいということで取り組んでいるのが現状です。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、教育長のほうから答弁をいただきまして、今後もやはり続けてほしいな。そして今、教育長からの話の中で、生徒の中には静と動があるんだということでございますけれども、やはり禅の気持ちをやはり取り組んでおるのが永平寺地区や上志比地区のほうが強いかなと。そして、やはり同じ町になったんですから、松岡中学校は体を動かす動のほうだと言っておりますけれども、やはり心の気持ち、教育ということで、今後取り組んでいく気持ちがないかな。やっぱり取り組んでいってほしいなというのが私の気持ちでございますけれども、また今後この問題について教育長もできるだけ取り組んでいただきたいなと思うのと、これから小学校や中学生が夏休みに入るんですけれども、やはりできることならば夏休み、あるいは冬休み中に禅の心を、言い方は悪いかもしれんけれどもたたき込むというんですか、植えつけるというんですか、やはりそのような修行の場をつくられてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、今後取り組んでいただけるかいただけないか、ちょっとお聞きしたいんです。

例えば、四季の森の中で、あれも非常にいい、傘松閣はものすごくいい施設ですからあれなど使って、教育の場として、やはり取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、ひとつ今後お考えがあるかないのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君）　とってもありがたいご意見だと思うんですが、現在、上志比中学校では吉峰寺で修行といいますか体験をやっていますし、永平寺中学校でも1泊2日で四十数年になりますけれども大本山でそういう体験活動をやっています。それで今、松岡中学校にもそれを、学校長の方針ですので、それはいいことだということであればまた話は別なんです、私のほうからどうしてもやってくれということはなかなか言えませんので、今現在、立志の集いとかいろんな形で町内の中学生が集まる場があります。そういうふうなところでそういう礼の心を体験するとか静寂した雰囲気味わうとか、そういうふうなところでまた活用しながら広がっていくように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（伊藤博夫君）　14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君）　今言われたように、できるだけきれいな心の持ち主の子どもさんにしていただきたいなという気持ちでございます。

そして次に入りたいと思いますけれども、学校等でよく小学校やあるいは中学校等の新聞やテレビ等のマスコミ等でやはり騒がれておるんですけれども、例えば山間地の子どもさんが海岸のほうの学校との交流をする、あるいは町の中心街の子どもさんは田植えを体験するとか、そのようなやっばりにぎわしておるんですけれども、本町の学校でどのようなことされているのかな、されておらないのかなということをお尋ねをいたしておきます。

○議長（伊藤博夫君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君）　それではお答えさせていただきます。

本町は他の町村との学校間での交流は特段行っておりません。ただし、町内小学校では交流事業としまして豊かな体験活動推進事業を平成20年より実施しております。今年度は7つの小学校の5年生約190名ですけれども、それぞれの学校ごとに7月から10月にかけて2泊3日で若狭町、また小浜市のほうへ出向きまして、ふだん体験できない漁業体験、またボートに乗ったり、また調理の体験をする、そういったことを行っております。

これからは地域の交流の中に地元の学校との交流も可能であればその日程の中に入れていきたいと考えております。

また、永平寺町内の学校間の交流について少し説明させていただきます。

今年度より、みんなの学校さわやか交流事業を創設しました。5月の末、31日には、志比北小学校5年の7名が松岡小学校へ行き、また6月、今月には志比

北小学校の1、2年と志比南小学校の交流、また吉野小学校の4年、5年、6年と松岡小学校との交流、このように各小学校間での合同授業とか課外学習、練習等の実施を行っておりまして、学校間の交流促進と教育の充実を図っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、学校課長からの答弁の中で、永平寺町内の学校間の交流はやっていますよと。そしてまた町内ですけれども、旧松岡、永平寺、上志比の各学校間だけがやっておるといような考えが多いと思うんですけれども、今後、私が今言っておるのは、町外の小学校やあるいは中学校間の交流をしないんですかと。するつもりはないんですかということをお尋ねをしているんです。わかっただけですか。今後どう思っておられるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） この件につきましては、相手校もあることですので、今回も美浜町のほうへ行って2泊3日の体験活動をやるんですね。そのときに、今は地びき網をしたりとか、海岸で釣りをしたりとかそういう活動なんですけれども、それにその美浜町内のそういうよく似た学校とかそういうふうなところとまた交流というのも来年度の計画等にも反映していきたいなというふうなことも考えております。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今教育長からの答弁の中で、美浜町に行かれた云々ですけれども、私の言いたいのは、やはりこの永平寺町を子どもさんに広く知っていただくために、やはり他の市町村の子どもさんをこの永平寺町に招くですか、受け入れるような事業はしないんですかと聞いているんですね。お考えがないのか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 僻地複式関係の県のそういう研究会とかそういう団体でいろいろ交流事業というのも計画されてますので、その中の事業の一環として、今町内の事業としましてはちょっと持ち合わせがないもんですから、そういうふうなことを活用しながら、特に志比北小学校が今一番少ない学校なので、ほかの学校との交流というふうなものも考えていきまして、そういうふうな中にのっかって、できるだけ町外の児童と交流できるような方向も考えていきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） ぜひともやはりこの子どもさんに、県下の子どもさんにこの永平寺町を知ってもらおうと。かつては緑と清流の町と言われていましたけれども、やはりこの自然豊かな永平寺町に来ていただいて、例えば九頭竜川でアユの体験をしてもらおうとかいろいろとあるんですね。

だからまたさっきの質問の中に入りますけれども、禅の心を養っていただくと、そんなことを町内外の他校と交流をしていただけるとありがたいな。そうすれば効果的に永平寺町をもっと知ってもらおう、永平寺町が今後伸びていくチャンスの一つになるんじゃないかなと思いますので、ぜひともそのようなことがありましたらぜひとも取り組んでいただきたいというのが私の気持ちでございますけれども、もちろんこれに答弁ございましたらしていただければ結構ですけれども。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） もとより昨日も申し上げましたように、私はふるさと永平寺を大事にしまして、やっぱり自信を持たせたいということで、また大いに自慢もしたいということもありますし、子どもたちにも自分のふるさとを大いにアピールしてほしいという気持ちもありますので、そういう機会がありましたらまた計画に入れていきいたと思っていますので。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 次の件に入りたいと思いますけれども、3番目に福井県のアンテナショップがつい最近、東京の銀座でオープンされたんです。ちょうど私も議長ご夫妻と私とともに自由民主党の安倍総裁からのお招きをいただきまして新宿御苑で桜を見る会ございまして、その帰りに議長夫妻とともに東京・銀座のアンテナショップを見てきました。そうしたところが、たくさんとお客さんが来ておられる。そして、「奥さん、どちらですか」と言ったら、「いや、私実はね、この東京で住んでいるんですけれども、かつては越前市の者ですよ」ということ。「ああ、そうですか。じゃ、ふるさととして懐かしいですね」って「そうです」と言ってしばらく話されておったんですけれども、その中で私の見た目では非常に寂しい思いがございました。この永平寺町からの物産が皆無に等しいほどないんです。そして、ただ一つあったんです。たくさんの商品の中で一つだけ。お酒が1本あっただけなんです。そのほかのやはり食料品からいろんな

一つも出ておらない。一つもないですね、出ておらなかったということ。寂しい思いをしました。やはり私は、もちろん何とか何とかごま豆腐とかいろんな

もんが出てるのかなと思っておったんですけども、全然出ておらないです。寂しい思い。寂しい思いをしましたけれども、出ておったけれども私が見落としたかもしれないけれども。

これ今後やはりアンテナショップとして福井県の、そしてこの永平寺町のアンテナショップとしてどのようにあの場所を利用していくのかな、商品を陳列するのかなということ。もしもお考えがございましたらやはりしていただきたいと思います。

また、このアンテナショップをするときに、本町に商品を出しなさいねっていうお誘いがあったのかなかったのかお聞きをしたいと思います。

以上。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 福井県の東京でのアンテナショップはふくい南青山291と、今おっしゃられたように本年4月18日に銀座にオープンいたしました。「食の國 福井館」がございます。ふくい南青山で販売しております本町にかかわる商品につきましては、ごま豆腐とお酒ということでございました。

先日、ふくい南青山291の平成24年度の実績というものが報道されておりました。来客数が14万7,940人、これ前年対比で120%の伸びを示しておりますし、総売上高も1億7,292万8,000円と、これ前年対比で132%となって、非常に順調に伸びておりました、福井ファンといいますかそういった方々に好評を得ているといったふうになっております。

今ご指摘のとおり、今後このアンテナショップのこういった誘客力、また販売力というものを活用するために、本町のブランドとなるすぐれた商品をやはり創出していきたいと思っておりますし、提供も行えるよう企業支援のほうをしっかりと行いながら、また商工会、関係団体とも協議させていただきながら、永平寺町のすぐれた商品を出展してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、商工観光課長のほうから丁寧な説明いただきましたけれども、やはりあれだけの東京の銀座でアンテナショップを持っておると。近くにもたくさんと熊本県とか何々県とかってあるんですよ。近くにね。しかしながら福井県の中に押すな押すなの人だったんです。そして、やはりもっと永平寺町を売るために、永平寺町を知ってもらうためにも、そしてこの福井県から、元福

井県生まれの人が行ったら、やっぱり懐かしい永平寺町というような思いをしていただくためにも永平寺町の商品をもっともっと販売するように努力をするべきだと思いますけど、どうですか。

今後、なるほど商工会等いろいろと業者と話してやりますよと言っていましたけれども、本当に今までも4月18日オープンされたんです。私行ったのは20日だったんですけど、ちょうどオープンして間もなかったんですね。そしてしたら、もう何カ月かたつんですよね。そしてまだ今でも商品一つだけなんですか。もっとここもどうですかというようなことを、やはりもっと商品開発やいろいろな永平寺町を売るために、宣伝するためにもやはりしていただきたいと思っておりますけれども、再度ご答弁を願いたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 「食の國 福井館」の説明会が実は6月4日、先週になりますがございまして、それに出席させていただいております。それで、まず「食の國 福井館」と南青山291との施設利活用の相違点とかそういったいろんな、例えば目的であるとか対象商品、また選定とか違いがございまして。ただ、先週、そういった説明会にも出まして、売れ筋については例えば野菜、干物、各種へしこ、揚げ、小売のお菓子等、またイトインのホットなものとかという売れ筋なんかも聞いておりますし、また銀座店向けに提供してもらいたい商品として、例えばお試しサイズのものであるとか、わかりやすいパッケージのもの、またお土産の要素の強いものとか、いろいろとそのときにお伺いしております。

今後、出展につきましてはエントリーシートというものが用意されているということでございまして、そういったことで極力町内の物産関係を申し込むような形にしたいと思っております。そういったことではございまして、例えば商社によりまして生産物があってもそれを商社に任せて、商社から出される。例えば福井のほうから出されているといったそういった状況もあるのはあるんですが、極力そういった方々とも協力しながら、またバイヤーともお話をさせていただきながら、積極的に永平寺町のそういった商品が店頭で並ぶように努力してまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、商工観光課長のご丁寧なご答弁いただいたんですけども、やはり我々町民として少しでも町内外に永平寺町を売って、宣伝をしてい

ただきたいと思います。そのための新しい商品を開発する云々って、数年前から物産協会なんていうのがあるんですね。これは通告ございませんからいいですけども、やはりこんなところともっと新しい永平寺町の商品を開発して、やはり町外にもっともって売るように努力してほしいと思うんですよ。補助だけしておいて、新しい商品できているんかって言いたいんですけども、これは通告外でございますからなんですけども、また通告外一つございますけれども、町内に、この福井県内でも池田町がショッピングセンターベルに池田町のアンテナショップを持っているんですね。やはりこれどうしているんですか、補助随分いただいているんですかといったら、いや、農家に回って商品を集めてもらうのは町の仕事ですよ。それだけ補助してもらっているんだというようにことを担当者言っておりましたけれども、やはり本町ももっともって農業問題や、あるいはいろいろな商業問題、商品を、協力的にしていきたいと。例えばお米にしてもブランド米としてれんげ米というようなお米とかいろいろあるんですから、もっともって付加価値つけて出していきたいな。

ある農業している人には、うらのところの米はうまいんじゃ、うまいんじゃって。おいしいかおいしくないか知らん、わからんけれども、そう言ってる農業者もおりますけど、やはり私は永平寺町の米はおいしいと思うんです。やはりもっとブランド米として出して、そして永平寺町を宣伝していただきたい。そしてひいて言えば、永平寺町の発展のためにもしていただきたいと思いますので、今後取り組んでいただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君）　ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時 分 休憩）

---

（午後 2時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、先ほどの学校教育課長の答弁で間違いがありましたので訂正をします。

○学校教育課長（山田孝明君）　先ほどの渡邊議員さんの質問の答弁で、他町村への交流事業の件で、豊かな体験活動推進事業で若狭町と私も申し上げましたが、美浜町の間違いでした。大変申しわけありませんでした。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。

今回の質問は、道路ネットワークの整備ということで2つの項目で質問をさせていただきます。1つは幹線道路整備の今後の実施計画はというテーマです。2つ目が身近な道路の安全確保ということです。よろしくお願いいたします。

これまで幾人かの議員さん、一般質問の中で道路関連について取り上げられました。中部縦貫自動車道、そして機能補償道路、こういった幹線の道路が着々と整備されております。今月の29日には一般県道栃神谷鳴鹿森田線、これえらい長いんで機能補償道路という名称を使わせていただきますけれども、今月29日に開通するという事です。

先ほどの金元議員のテーマの中でも出ました、ここに永平寺町都市計画マスタープラン、これ平成22年の3月に策定されたものです。この中でも道路ネットワークの整備ということで取り上げられております。具体的には交通体系の整備方針という方針の下にネットワークの整備と、さらに具体的な施策。マスタープランというのはビジョンということですので、具体的な施策というよりも一つの指針ということで記載されております。

まず最初に、幹線道路の整備の今後の実施計画はということで、私の質問の最後のところにまたお伺いしますけれども、まずはこの道路網の整備、実態はどうなっているのか、それから今後考えられる計画はどうかということをお聞きしていきたいと思っております。

このマスタープランの計画の中には3つの道路の位置づけがあります。1つは広域幹線道路、広域の幹線道路ですね。2つ目が幹線道路、3つ目が補助幹線道路という3つの区分をされております。この3つの区分に従って現在取り組んでいる事業、そしてその課題、さらに大事なものは、これらは今後どのように展開していくのか。ほかの指針、事業もこのマスタープランの中に計画されておりますので、どのような取り組みを今後展開するのかということをお聞きしていきます。

まず最初に、広域幹線道路です。これマスタープランの中に具体的に上がっておりますので、一つずつ簡単に現状、そして、もし方向づけが変更されるということであれば、それもあわせてお答えいただきたいと思っております。

建設課長、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず初めに、広域幹線道路の方針、計画などにつきましてお答えさせていただきます。

高速道路や国道などにより国道レベルの広域幹線道路を形成しているといったところから、広域幹線道路に位置づけさせてもらっております。まず北陸自動車道と中部縦貫自動車道は、これは今までにもお話しさせていただきましたが、平成26年度に結ばれることになってございます。この道路につきましては、やはり産業、観光による地域の活性化、あとは災害、医療など、安全、安心の観点からも、早期に全線開通に向け今も努力しているところでございます。残る永平寺東インターから上志比インターまでの5.3キロメートルの区間でございますが、これにつきましても平成28年度完成を掲げ、明確な開通時期を関係機関に求めているところでございます。さらには、将来的に交通量が大きく増加した場合は、4車線化を要望してまいることとしております。

もう一つ、国道416号バイパス整備につきましてでございますが、松岡吉野堺地区において4車線化工事が進んでおります。中部縦貫自動車道の、今ほど申し上げましたとおり、松岡工区の供用開始とともに平成26年度の完成を目指しております。といったところから、今のところスケジュール的な方針の見直しとか大きなものはございません。

ただ、小畑議員さんにも申し上げましたように、中部縦貫自動車道の整備状況に応じて北インターの周辺の整備も今後さらに考えていかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 広域幹線道路の一つのテーマとして、中部縦貫自動車道、石上パーキングエリアの整備促進というのがこのマスタープランに上がっております。今回、道の駅の構想が出たときも、議会の中でもこの石上のパーキングエリアの話がある、それと対比しながらいろいろと審議を重ねておりました。

この石上パーキングエリアということについて、現状どういった方向づけなのかということを一たび確認させてください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 石上パーキングエリアの整備につきましては、道路網の整備とその周辺環境整備の重要性からも、合併後、町といたしましても石上パー

キングエリア周辺整備計画について、永平寺町総合振興計画並びに都市計画マスタープランにおいて整備することとしております。これは何ら今のところ変更するものではございません。整備の時期につきましては、今後4車線化にあわせ整備する方向で以前から打ち出しておりまして、国と十分協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 4車線化と連動してのパーキングエリアの整備ということで、これはかなり先になるのかなということですね。

次に、幹線道路について何点かありますので、もう実施している、取り組み中ということで結構ですから、簡単に現状報告をお願いいたします。

幹線道路です。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 幹線道路につきましては、先ほど議員さんもおっしゃっていただいたとおり、着実に整備が進んでいるところでございます。先ほども申し上げておりますように、特に県道栃神谷鳴鹿森田線3.2キロにつきましては長年の懸案事項でもございました。今月29日に供用開始をするということから、国道416号の渋滞緩和にもつながると期待しているところでございます。

また、県道稲津松岡線のバイパスにつきましても、これまでもご答弁させていただいているところでございますけれども、松岡から福井市をつなぐ南北の重要路線でございます。現在、中部縦貫自動車道との工事関連部分を残し、約1.6キロが供用されているところでございます。全線の開通につきましては、中部縦貫自動車道の松岡工区の完成と同じく平成26年度を予定しております。

また、県道大畑松岡線につきましては、渋滞緩和と沿線の安全性を高めるため、昨年、右折レーンの設置を行ったところでございます。その後、通勤時間帯の現地を確認してみたところ、今度は県立大学の前の交差点で福井大学方面の右折車両により渋滞が非常に発生していることから、交差点改良を県に対して今後も強く要望してまいりたいというふうに考えております。

主な幹線道路の整備状況とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 幹線道路のもう一つのマスタープランの中での重要なテーマで、国道364号谷口バイパスというのは固有で上げられております。中部縦貫

自動車道と主要地方道勝山丸岡線及び坂井市、加賀方面を連絡するバイパス道路として早期整備を働きかけますということで平成22年のマスタープランに出ています。

このことに関連して、4月の議会と語ろう会でも、今紹介してもらったように、東西の幹線道路の整備は着々と進んでいると。しかし、町内の南北を結ぶ幹線の整備がおくれているんじゃないかという町民の方のご意見も出ております。

今紹介しました国道364号谷口バイパス、これは南北を結ぶ一つの大きな幹線道路という位置づけにマスタープランではなっております。このバイパスについて、現状どういったような考え方、これまでの経緯について少しわかりやすく紹介していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 国道364号谷口バイパスの整備計画は平成3年に事業化されましたが、関係地元との合意形成に時間を要し、事業の長期化が予想されることから、平成18年3月31日、事業の中止を国土交通省が発表して以来、町としても、再事業の採択に向け県と協議をしてきたところでございます。

越坂トンネルが平成5年に完成いたしまして、国道364号を通勤に利用する一般交通量が一時的に増加いたしました。これは諏訪間地係でございます。観光客は、中部縦貫自動車道の永平寺西インターチェンジから北陸自動車道福井北インターチェンジへのアクセスがよくなったことから、通勤利用客なども含めて、国道416号から中部縦貫自動車道永平寺東インターチェンジを経由して福井方面へ向かう形態が主流となってございます。そういったところから、国道364号沿線集落を通過する車両が大きく減少してきております。

ちなみに、平成5年に越坂トンネルが開通いたしまして、平成6年に諏訪間を通る12時間の交通量が6,765台ございました。また、平成11年には、今度は諏訪間を通る車がさらにふえて9,000台を超えるような状況になってきました。その後、平成12年度に谷口バイパス、これ今の永平寺東インターのところまで、ちょうど中部縦貫自動車道の下部分の国道364が整備されたことに伴って、諏訪間の1日の交通量が2,652台に減少をしております。ちなみに、平成22年度を参考までに申し上げますと2,497台でございました。といったところから、国道364号の沿線集落を通過する車両が大きく減少してきており、車両の通過する道路もシフトされてきたといったところが見受けられると思っております。

このような状況の中で、現在の国道364号からバイパスルートが大きくそれることは、バイパス機能として効果が発生しないわけで、計画ルートの関係地区のコンセンサスを得ることが大変重要であることや、多額の費用を投資して整備した場合、費用対効果が得られないと判断されているところでございます。現段階ではバイパス工事、また橋梁架設の部分も含めて、今の現在では事業採択は非常に困難であるというふうになってございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 川崎君。

○8番（川崎直文君） 今の説明で、平成18年に一旦事業中止になったということで、再度、この都市計画マスタープラン、平成22年ですから、これにまたそのプランとして計上したと。

今、このプランの中身をもう一度確認しますと、バイパスそのものをもう一度再検討ということ、それからもう一つ、このバイパスプラス九頭竜川にかかる新しい橋ということがあるわけですね。バイパス機能と、それから新しい橋をつかって、それを渡って加賀のほうへ行くルートということは、このマスタープランの中にもうたっております。今の課長の説明の中では、具体的な事業としては再検討というような状況かと思えます。

こういった事業、当然交通量が変化します。そういったマスタープランも見直しをかけていくということになるんですけども、具体的に今ここにある国道364号の谷口バイパス、新しい橋の建設はこのマスタープランの中で見直しといったような判断でよろしいのでしょうか。このマスタープランというのは大体20年のプランということで、平成22年で目標年次が、22年プラス20年ですから42年と非常に長期にわたったプランになるわけです。ビジョンに近い状況だと思います。

質問をちょっとまとめますけれども、このマスタープランの中で国道364号谷口バイパス、新しい橋も含めた計画をマスタープランとして見直しをかけるのかどうか。このところをどういふご見解かをお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの国道364号谷口バイパスにつきましては、やはり今ほど申し上げましたとおり、地元のコンセンサスというのは、これは非常に大事なものとなってきております。先ほども言いましたように、その地域を通らずに東のほうにルートを振ることも検討を、21年度ぐらいから考えさせて

いただいて、いろんな形の中で協議をさせていただいております。しかしながら、先ほども言いましたように、なかなかそれとということにつきましては、バイパスルートとしての機能が果たせないといったことから、今現在の今まであるルートで何とか同意が得られるかどうかというふうな形になろうかと思えます。

そういったところから、合意がとれないということになりますと、やはりマスタープランの修正もしていかななくてはならないのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、本年3月の議会の質問にもございましたが、東インターからのアクセス道路といったものについても今後やはり必要というふうに考えておりますので、永平寺口の開発あるいは消防機能の統一化といったところからも、東インターからのアクセス道路を、皆さんの合意が得られれば何とかまたこちらのマスタープランにも掲載して行って、修正を加えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、3つ目の補助幹線道路についてお伺いします。

これはかなり我々の日々の生活の利便性といったような身近な道路に関連してのプランになっております。紹介していただきたいと思えます。現状と、それから今後どう持っていくのかということですが。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 補助幹線道路の方針、計画等でございますが、これは地域住民の生活利便性を高める道路といたしまして、この補助幹線道路が位置づけられているということになっております。補助幹線道路になりますと、主に町道などが入ってくるということになってございます。この改良計画につきましては、新たに整備しております福井北インターから北側のデイジーに接続する町道松岡87号線につきましては、今後、福井北インターを利用する状況を見ながら、整備について検討、協議していきたいというふうにも考えているところでございます。また、町道鳴鹿栃原線につきましては、鳴鹿地区から山鹿地区までの約1キロにおいて、平成23年度より平成28年度までの6年間をかけ舗装、補修工事に取り組んでいるところでございます。

それ以外にも、町道の整備につきましては、このマスタープランに位置づけされている以外にも、補助幹線道路としての考え方のもと着実に改良を進めているところでございます。今後も生活利便性を高めるために計画的に整備推進してまい

りたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） マスタープランの中に、具体的に2つの項目が上げられております。九頭竜川の両岸の連絡の強化ということで、具体的に浄法寺橋のかけかえや歩道への転用、新しい橋の建設などについてさまざまな方策から最良策を検討します。2つ目、浄法寺山青少年旅行村へのアクセス利便性の向上と集落内の生活環境を守るため、バイパス道路の整備を検討しますという、この2つ、かなり具体的なテーマが上がっております。

これに対して、建設課のほうの見解をお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 旧永平寺町内の南北を結ぶ橋梁については、鳴鹿橋と浄法寺橋、それと北島鮎大橋の3橋でございますが、その中で、昭和40年3月に竣工いたしました浄法寺橋につきましては、橋梁長202メートル、橋梁幅員3.5メートルと長くて狭いというような橋梁ではございますが、平成20年度に実施いたしました橋梁長寿命化修繕計画策定業務におきまして調査した結果、橋梁の下部についても健全であるとの調査結果のもとに、平成23年度、橋梁表面修繕、橋梁修繕継ぎ手の修繕等に対応することといたしました。こちらのほうにも書いてあるように、さまざまな方策から最良策を検討させていただきたいといったところから長寿命化の修繕を選択させていただいたところでございます。

今後、右岸側の橋梁に車両の待避所を設置することを検討しているところでございまして、既存の浄法寺橋に有効に活用したいと考えているところでございます。

青少年旅行村もありましたね。

浄法寺山の青少年旅行村の迂回ルートの整備は、都市計画マスタープラン作成時に志比北地区まちづくり懇談会において提案がございましたことを受け、地域の声を反映する形で記載させていただいております。町でも地域の提案を今後のまちづくり計画実現に向けた記載にしており、今後、地域のご理解や浄法寺山青少年旅行村の入り込み数、費用対効果の検証が必要であると考えております。やはりこれは旧永平寺町時代からの要望でもあったわけですが、なかなか関係者、地権者のほうのご理解等も得られなかったということも、正直言ってございます。

また、今のところ、青少年旅行村、ここ5年間の推移している入り込み数で申しますと、3,500人から5,100人といったデータが上がってきております。そういったことから入り込み数などの、また先ほど申しました費用対効果などの検証をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 3つの区分でいろいろとお伺いしました。

今、非常に大きな事業であった機能補償道路、完成ということで、これから町として、この幹線道路の整備計画、具体的にこういったところの道路を整備していく、改善していく、また新たに新設していくといったような計画、コスト、機能補償道路は一体どこが整備されるのかといったような観点で、具体的な計画、こういったところをやりましょうという計画があればお示ししていただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほどの幹線道路、これは国道及び県道につきましては、やはり県が道路改良計画を行うため、町では今後の実施計画というのはいちよつと述べる立場ではございませんが、町内の国県道の工事進捗については順調に進んでおります。これは先ほども申し上げたとおりでございます。おおむね供用開始年度が確定しておりますし、今後は都市計画マスタープランに基づき、県道吉野福井線バイパスの整備、通称納戸坂線でございます。また、県道京善原目線の拡幅工事など、地域の活性化に資する道路の整備、安心、安全に利用ができ、交通渋滞緩和など住民の視点から要望活動を展開していきたいというふうに考えております。

また、町道に関する補助幹線などにつきましては、町道5号線になりますが、これは平成23年9月に町道デジタル化と町道台帳の3つの地区の統一化により、今、町道牧福島藤巻線に改名しているところでございますが、これは大月区から石上区までの区間には片側のマウントアップ形式の歩道が設置されております。歩道の未設置区間もございまして、冬期間の凍結による人身事故の可能性も非常に大きくなってきております。福祉施設や小中学校、文化施設へ通じる重要路線でもあることから、平成24年度から平成28年度までの5カ年で歩道の設置及びバリアフリー化への改良整備を施工しております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君）　ありがとうございます。

それでは、幹線道路につきましてはこれで質問を終わります。

次の2つ目の身近な道路の安全確保ということについて話を進めていきます。

都市計画マスタープランの中にも地域の実情に応じた効果的な道路づくりをということで出ております。具体的には、交差点の右折レーンの設置、歩道の充実、集落内の通過交通の規制が上がっております。

こういった右折レーンの設置とか歩道、それから交通規制、これまで具体的に行われたということ、どこその場所ということ結構ですから、一度整理してみたいと思います。お願いいたします。

○議長（伊藤博夫君）　建設課長。

○建設課長（山下　誠君）　これは先ほども申し上げましたように、地域の実情などを十分に考えて、県道大畑松岡線につきましては右折レーンの設置を行ったところでございます。またほかの、大学の前なんかにつきましては、先ほど申しましたとおり、実情に合わせた交差点の改良を今後も要望していきたいと考えております。

また、ほかの国県道において右左折車両による渋滞箇所の発生する交差点につきましては、特に花谷地区の国道416号、ローソン前の交差点でございます。これは今月29日に県道栃神谷鳴鹿森田線が開通することにより解消されるものと考えております。

また、中部縦貫自動車道の越坂トンネルを出てまいりまして、一般県道稲津松岡線の集落のところの吉野集落ですけれども、こちらのほうも非常に今工事が錯綜しておりまして、吉野地区の集落の皆様には大変ご迷惑をおかけして、朝夕の時間には非常に渋滞を起こしているというような状況になっております。そういったところからも、工事の進捗に合わせて平成26年度には解消されるということではございますが、これらについても、吉野小学校、松岡中学校の児童生徒さんに安心、安全に通学していただけるように、先般、説明会を行ってきたところでもございます。朝夕の通勤時間帯における集落内の通過交通につきましては、ほとんどの集落の中で時間の進入規制が設けられているかと思っております。こういった形につきましては、警察当局の取り締まりとかそういったソフト面も強化をする必要があるものと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君）　8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 身近な道路の交通量といったような状況が、このところ刻々と変化するのではないかなと思います。幹線道路、中部縦貫道が大野まで開通した、そしてやがて機能補償道路ができる、ここの交通量というのは劇的に変わってくるという時期です。

中部縦貫道路の大野のところまで開通したことによって、この永平寺町内を通過する車両、どういった状況になったのかということをおひとつ紹介していただきたいと思います。

課長も手元に資料を持っておられると思いますけれども、この5月16日に近畿地方整備局から中部縦貫自動車道、永平寺大野道路、勝山インターから大野インター開通1カ月後の交通状況という資料がネットにも掲載されております。これ非常にわかりやすい資料になっております。一体大野の車が、これまでは158号線を使って福井のほうへ行っていたのが、この中部縦貫自動車道の一部開通によって永平寺町内への車の増加が見られたというデータが出ております。ちょっと課長のほうから紹介していただけますか？

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これは今議員さんがおっしゃったとおり、本年3月24日に中部縦貫自動車道、永平寺大野道路の勝山―大野間の7.8キロが暫定2車線で供用開始されました。そういったところから、上志比から勝山間は開通する前の台数1,000台、平日ですけれども、1日当たり1,000台の交通量がありました。開通後は3,700台と大きく増加しているところでございます。それにより勝山周辺の国道416号の交通量が約28%減少したというところでございます。現在のところは、先ほど申しましたとおり、栃神谷鳴鹿森田線が開通していないことから、牧福島から花谷地区の間におきましては以前より交通渋滞が発生しているというようなことを聞き及んでおります。これにつきまして、勝山市から大野市までの交通時間帯が開通前は18分かかっていたところを、今は9分で行けると。約50%の所要時間が短縮されたといったような情報も入っております。

こういったところから、永平寺町にとりましては、特に中部縦貫自動車道の松岡工区の開通に伴うと、今、県道稲津松岡線への直接接続していたものが、この直接接続ができなくなります。ちょうど越坂トンネルを出まして、オフランプでおりますと前田製菓の前を通過して県道京善原目線の交差点まで行くこととなりますので、当然京善原目線を利用する通勤客が増加することが見込まれてくること

となります。こういうことを鑑みながら、交通調査の結果をもとに渋滞箇所の変動を把握しながら早期の道路整備を関係機関に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） ちょっと違った見方をしますと、158号線、大野から福井への車両が1日で大体2,000台が減ったと。逆に言いますと、永平寺町経由で福井のほうへ行く車両が1日2,000台ふえたという数字の見方もできると思います。

こういった交通量が今416に集中しているわけですが、これが6月の終わりから416、そして機能補償道路と、ここに分散していくということになるわけです。恐らく機能補償道路のほうの交通量が多いのかなと思うんですが、こういったところの見通しはどのように捉えておられますか。町内、勝山丸岡線、鮎街道が1本ありますね。それから九頭竜川の南側に416、それから機能補償道路と、この3本のところに大野、勝山からの車両、もちろん町内の車両も通るわけですが、こういった交通体系になると。その中で機能補償道路に一体どれくらいの通過車両があるのかということです。

この話は、次に、私の一般質問の前にも出ております機能補償道路の信号設置といったようなところにもかかわってくるのかなと思います。機能補償道路の信号設置については次に質問させていただきたいと思います。この3つの道路の交通量が一体どのような状況になるのかというところを捉えておられましたら紹介させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどの永平寺町内を東西に横断しております県道勝山丸岡線、国道416号、それと機能補償道路から中部縦貫自動車道に入っていく道路3本につきましては具体的な予測数字というものは今のところ捉えておるわけではございません。ただ、開通間もなくということになりますと、やはりどうしても新しい道を通られる通勤客とか、そういったものが一時的にはふえるというふうに感じているところでございます。県の土木事務所ともお話をさせていただいてはいるんですが、やはりそういった傾向が見られるのではないかと。ただし、そういったところを、自分の生活形態あるいは通勤の形態を見ながら自分のルートを変えていくというふうになってくるのではないかとといったところか

ら、416号の部分の車両が全て機能補償道路のほうに回ってしまうということはないのではないかとというふうに推測しているところでございます。

先ほども申しましたように、中部縦貫自動車道の越坂トンネルを出てからの問題も非常に大きな話になってくるかと思えます。どうしてもあそこでは全ての車が集中することになりますので、そういった反面、また416のほうを使う方も逆に増加する可能性もあるのではないかとというふうに考えております。

そういったところから、的確な交通渋滞を十分把握しながら交通のシフトなどをしっかりと見きわめた上で、関係機関、県に対しまして要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 交通量の状態、刻々と変化しますから、それを的確に把握していただいて周辺道路の対応も考えていただきたいと思えます。

具体的に、先ほど申し上げました機能補償道路への信号設置ということで、これ以前に2人、3人の議員さんが質問されて回答もいただいております。少し追加の確認ということでお願いいたします。

まず、信号設置ということですが、この信号というのは、通常のいわゆる車両というんですか、交通規制の信号なのか、押しボタン式の、歩行者が必要なときの信号を想定しているのかということ。

それから、非常に今お願いしていますけれども、なかなか設置できる見通しが無いということなんですけれども、県の公安委員会のほうで審査されていると思うんですけれども、一体何がその設置を拒んでいる理由なのか。いろいろあると思うんですね。設置基準に満たない交通量とか、それから歩行者数があるレベルまで達しないと設置しませんよということなのか。はたまた違った角度から言いますと、県内でその設置の計画は25年度でこれくらいですと、そういうものありきで優先順位もあろうかと思うんですけれども、そういったことでなかなかいい返事がもらえないのか。

いろいろと信号の設置に関する審査基準というのがあるかと思うんですね。ちょっと話がだらだらとなってしまうんですが、技術的な適合性という一つのチェックの項目と、それから公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性、こういったような審査の基準もあろうかと思うんです。それから3つ目として、早期対応の必要性と、こういったようなことでいろいろ審査されていると思うんですけれども、一体何が早期にすぐ設置できないのかといったようなところをど

のような状況かをつかんでおられたら紹介していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、信号の種類でございますけれども、これは地元としては対外的に信号であればいいというような最初のお話でございました。しかしながら、普通の車両系を制御する信号でございますと逆に渋滞を招くおそれもあるというデメリットもございます。そういったところから、やはり地域の中では押しボタン形式の、歩行者がやっぱり安全に渡られる。先ほども議員さんもおっしゃったように、非常に交通量が増加する中で今までの横断が難しくなるといったような危険性を感じるようなことがないような形といいますと押しボタン式などの信号が考えられるということで、地元もそういった意思を示しているところでございます。

また、信号機の設置基準というのは、具体的なことはちょっと公安のほうとは協議はしておりませんが、やはり供用開始後の交通量、これと地元の要望、それと重要性ですね。重要性というのは、どういったところの尺度で重要性なのか、私らの観点ではちょっとわかりづらいところはあるんですけども、警察のほうで判断する重要性、必要性、そういった交通量を含めた総合的な判断をもって公安のほうで判断させていただいて取りつけるというふうに伺っているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） この信号設置につきましては、議会と語ろう会、また繰り返し申し上げますけれども、話の内容として、事故が起きるまで設置しないのかといったような非常に厳しいご意見も出ております。いろんな、なぜその設置ができないのかといったところも少し情報を収集して、さらに行政、そしてまた町民、我々議会も一体となって継続して重点的にお願いしていかないかのじゃないかなと思います。

幹線道路につきましては、次の具体的な計画をご提示いただきました。そして身近な道路、生活のための道路、信号機の件、先ほど申し上げました。さらに強力をお願いしていかないかのじゃないかなと思います。それから集落内の通過交通の規制ということで、これは場所によっては道路管理者が設定した規制というところから、やはり警察でのきちっとした規制に持っていくといったようなことがさらに必要になってくるんじゃないかなと思います。

きょうお話、そして回答をしていただいたことを早期に取り組んでいただきました

いなということでお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで3時5分まで休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

---

（午後 3時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 私は今回、欲張って5点させていただきます。

まず一番最初は、「おいしいね！永平寺」、これはいけそう。成功を祈るというタイトルであります、いきなり「おいしいね！永平寺」と言っても一般の方にはちょっとわかりづらいと思いますので私のほうから少し説明をさせていただきますが、これは永平寺町の特産品であるタマネギ、ニンジン、ニンニク、ピクニックコーン、そしてレンゲ米などを使用して、いかにも食べたくなるような、人気の出そうなオリジナル料理を一般住民に競争をしてもらおうというコンテストであります、農林課が打ち出した企画であります。私はこのことは随分先に新聞を通して知ったんですけれども、とても興味が引かれました。直感的にこれはいけそうと感じました。やり方次第で今後大化けするのではないかなということを感じたわけであります。

まず、「おいしいね！永平寺」というキャッチコピー、これとっても気に入っています。言葉自体はとっても単純で短いんですけれども、わくわく感が広がっているというか、食べ物だけがおいしいというんでなくて、永平寺町全体がおいしいのだと、魅力的だ、魅惑的だというニュアンスもあります。とにかく私はコンパクトでインパクトを感じました。

最初、それとすぐに思ったのは、入賞作品とか優秀作品とかに限らず、応募作品を何らかの形で食べてみたいということでありました。審査委員の舌のセンスを審査したいということでは決してありませんけれども、本当にうまいものなら誰だって食べてみたいということもあります。しかし、審査委員が頑張って何とか作品に優劣をつけるんでしょうけれども、私はこういうものは選に漏れても全作品がおいしそうな気がいたします。せっかく一生懸命つくって考えてくる人の作品でありますから、食べてあげることが一種の応援ではないかというふうに

思うからでもあります。第2次審査では調理実演を行うということなので、本当はキッチンスタジオのような雰囲気をつくってもらって現場で応援できたら最高と思っていますけれども、スペース的になかなか難しいでしょうから、せめてレシピという形で一般の人もいただければ家庭でも食べることができますし、もっとおもしろいのは、町内の食堂やレストランや、あるいは居酒屋などで同じメニューに加えていただく、そういう手もあります。

農林課がつくったこのコンテストの実施要領に、ちょっとかたい文言であります。こんなことが書いてありました。「町民自らが永平寺町の資源を積極的に活用する意識を持ち行動を起こすことで地域活性化につながる」という文言でありましたけれども、少し真面目過ぎるなというふうに思いました。要は、いかにしてコンテストに応募してもらい、それらの作品をたくさんの方々に食べてもらうかにかかっているわけでありまして、そうなれば永平寺町で収穫した新鮮で安心、安全な野菜を使用したおいしい料理がおのずと宣伝されるわけでありまして、地域の活性化ということにつながっていきます。生産者と消費者あるいは利用者を行政が作品を通じていかにつなげていくかが腕の見せどころであります。結果も、いかに実際につながっていくかが最大のポイントになります。そもそもタマネギとかニンジン、ニンニク、ピクニックコーンあるいは有機米のレンゲ米そのものが安心、安全どころか健康食そのものでもあります。地産地消の実践ということでも非常に意義があると思っております。この際、タマネギとかニンジン、ニンニク、ピクニックコーンなんかも含めて、これはいかに体にいいかという医食同源の話もありますけれども、この際にこういうこともあわせて宣伝をすればいいのかなと思っております。

このコンテストの新聞報道では、あわせて優秀作品を学校給食の献立にすることが書いてあったので、これでは幾らおいしくても一般の方々は食べられません。これではブームがつかれないし、地域の活性化とまでは言えないだろうなということで申し上げましたけれども、参考になりましたでしょうか。今のところのちょっとご見解をお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 答弁をほとんどしていただいたような形になりますが、申しわけございません。

「おいしいね！永平寺」、コンパクトでインパクトというお褒めの言葉もいただきまして、非常にありがたいと思います。この事業、平成25年度の新規事業

でありまして、議員仰せのとおり、町内でつくりました、収穫されました新鮮で安全、安心な野菜を、特に特産品のタマネギ、ニンニク、ニンジン、ピクニックコーン、レンゲ米を家庭や町内で積極的に活用する意識を持っていただきまして、町産材を使用したおいしい料理コンテストを実施して、食育、地産地消を推進することを目的としております。

なお、説明はいっぱいあったんですけども、料理コンテストの中身については、1時間ほどでつくれる簡単料理レシピを募集しております。その後、2次審査におきまして料理の実演と実食で審査を行いまして、入賞作品につきましては、幼稚園、小中学校の学校給食に採用をする予定をしております。この料理コンテストを機に、町内はもとより県内外から全国へと永平寺町の安全、安心な特産品のブランド化に努め、情報を発信していきたいと考えております。

また、町内の将来を担う子どもたちに、今まで以上に新鮮な特産品を使った給食や家庭料理を楽しんでいただけるよう、今後とも、食育、地産地消の推進にご理解とご声援をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 非常に狙いはいいんですよ。ただ、具体的に結果が出せるかということについてちょっと心配をしているわけで、私が申し上げることを少しでも取り入れてくれれば、かなりいい線いくんじゃないかというふうに思っておりますけれども。今回1回限りの企画ではないと思いますので、今後もしつこく続けていただく中で工夫をしていただければと思います。どうですか。今のところ、6月7日で一応締め切ったそうですが、多少盛り上がりといいますかね。

もう一つ、余計なことではありますが、材料費が1,000円程度ということなんで、これはよう考えてみると学校給食の献立としてマッチングしていないんじゃないかというふうにちょっと懸念するんですね。というのは、学校給食の無償化で明らかになったように1食250円から300円ですよ。それをたまに大盤振る舞いするのかなということなのかもしれませんが、250円とか300円の話で、結構学校給食の調理師の方々は本当に努力しているなということ高く評価されているわけですが、私、別枠で250円とか300円にこだわった材料で、本当にまさに学校給食にふさわしいような作品ができれば、これはこれでまた優秀作品として上げてあげたいなと。そしてもう一つ、学校給食の調理師の方々もこの企画に初めから巻き込むといいなと。せめて審査委員の1人ぐら

いに加えるといいんじゃないかなということも、学校給食の献立にするという前提であればね。そんなことも考えていますが、うまくやってください。

何か答弁ありますか。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 非常にご声援ありがとうございます。

ほとんど事業の詳細についてもご説明いただいたような形ですけれども、今おっしゃられるように、学校の栄養教諭とか幼稚園の栄養士さんも含めまして、献立の内容も余り高価にならないようにというのも考えながら進めたいと思いますし、一応は1,000円ぐらいかけないとちょっとしたものができないかなということで1,000円までということで考えております。また、学校給食に関しては今後、採用につきましては中身を検討してまた実施していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 材料費1,000円というのは自己負担だそうで、せめて1,000円ぐらいはキャッシュバックしてあげると、そのぐらいのことをしてあげたらいいなというふうに、余計なことですけれども、つけ加えさせていただきます。

2番目、地元ゆるキャラ「えい坊くん」をさらに人気者にするにはということで、これも1番とあわせて楽しい話題になるんでないかというふうに思いますが、地元のゆるキャラ「えい坊くん」が、今、本当にかわいいと地元では結構評判になっています。私も最近、永平寺口駅前のえち鉄521プロジェクトin永平寺にお邪魔したんですが、もう一人の地元ゆるキャラ「ニンキー君」、これも3月議会で、ニンキー君をなかなか最近見てないんで久しぶりに登場させてと申し上げたら早速実現させていただきまして、それはありがたいと思いますが、この程度のことは本当に簡単に言うことを聞いてくれたなというふうにうれしく思っております。

そのニンキー君に加えて、町外のゆるキャラ4人も手弁当同然で来てくれて盛り上げていただきました。これ本当にずっと見ていたんですけど、大人でもつい顔が緩みます。顔が自然とにっこり笑ってくるというか、ありがたいことでありまして、ゆるキャラは本当にそういう雰囲気をつくってくれます。最近、初めてこういうことを感じたわけではないんですが、えい坊くんももっと化けれる

可能性があると感じていました。次の展開次第でさらに進化が期待できるのではないかということでもあります。制作に1体60万から90万かかるということで、ちょっと結構高いなというふうに思っておりますけれども、これを簡単にふやしたりバージョンアップするにしても予算が大変ですけれども、私は企画さえよければこのぐらいの予算は投入しても十分価値があるなというふうに今は思っております。

もともと、このえい坊くんというのは商工会が主体となってつくられたと聞いていますが、その後も関係者のご努力によって徐々に知名度も上がってきて、現在の人気、評判につながっています。関係者には頭の下がる思いですが、今せっかく評判がいいんで、ぜひ自信を持ってというか、あるいは調子に乗ってというか、次の段階に移るべきと考えています。また、行政のほうもさらなる応援体制を強化したらどうかと思っているところであります。

既にえい坊くんは町外にも県外にも、一番遠いところでは大宮まで出かけていった、出張していると聞いていますけれども、さらにパワーアップ、バージョンアップし、町内外でさらに愛されるゆるキャラ、もてるゆるキャラになる仕掛けが必要だということでもあります。

ここで余計な話になるかもしれませんが、他県のゆるキャラで非常に代表的なくまモンのことについて若干触れさせていただきますが、熊本県庁チームが生んだあのくまモンの人気ぶりに学ぶとすれば、一つはやっぱり子どもたちにまず愛される存在になることが不可欠と言われていています。もう一つはサプライズするぞという精神が不可欠とも聞いています。この「サプライズをするぞ」という言葉でみんなが瞬間に一丸になれるということでもあります。この精神は十分に理解できます。「サプライズをするぞ」という言葉は魔法の言葉であります。大いに学べます。

ここでひとつ、新しい担当課長に新しい展開に立つ意気込みをちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） えい坊くんのキャラクターデザインの使用でございますが、これ実績につきましては今申し上げていきたいと思いますが、商品のパッケージであるとか包装紙、Tシャツやポロシャツ、またハンカチ、キーホルダー、ストラップ、また各種商品へのそういった活用を図っております。また、各種イベントにおけます横断幕であるとか、のぼり旗、ポスター、チラシなどへの

活用、またスマートフォンのアプリでの使用というものも実際に行っているところ  
です。町といたしましては、ご存じのとおり原動機付自転車のナンバープレート、  
また地震防災マップなどの各種リーフレット、保健計画などの各種計画書、  
また公用車や封筒、名刺などに活用しているところでございます。また、珍しい  
ケースでございますが、北陸自動車道の永平寺町案内標識に表示されておしまし  
て、永平寺町のPRに一役買っているというところでございます。キャラクター  
デザインにつきましては、平成24年度1年間で41件の商品等に活用されてい  
るところです。

着ぐるみでございますが、これは平成23年6月に制作いたしました。現在、  
九頭竜フェスティバル、また産業フェアなど、町内での各種イベントへの出演は  
もとより、県内外でのイベントやキャンペーンに出演し永平寺町のPR活動を行  
っているところで、例えば南条サービスエリアではふるさと物産市、フクイの味  
覚宣伝隊事業では京都駅や長野市、また大宮駅、坂本龍馬展で大阪、そして京都  
駅と、大阪物産展で大阪のほうへ、これは高島屋でございますが、行っておりま  
す。また、商工会の視察の研修におきましても、やはり岐阜市へ出向。そういっ  
たことで、県外へ7府県、町外で11市町へ今出かけているといったような状況  
でございます。そのほか、熱血ふるさと応援団、また「わがまま！気まま！旅気  
分！」、これはテレビ局制作の旅番組でございますが、そういったところへの出  
演、雑誌におきましては、ケーブルテレビの「けーふるちゃん。」という雑誌が  
ございますが、その巻頭特集でのゆるキャラ対談、こしの国ケーブルテレビで  
のイベントの宣伝など数多くのメディアへ登場いたしまして、永平寺町のPRに  
一役買っている状況でございます。

現在は、永平寺農商工ブランド発信協議会の管理をさせていただいておしまし  
て、今後はこれまでの実績も踏まえながら、永平寺農商工ブランド発信協議会に  
て活用について新しいアイデアというものを掘り起こしながら、夢のあるさらな  
る活用というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

私も実はゆるキャラなんて、年が年ですから、そんなもん、何だろうという感  
じを最初は思っていたんですが、ここまで来ると結構、なかなかやるなど。最近  
やっと自分のうちにも車にもワッペンというんですか、張らせていただきました。

ほんで、次の展開に対して一応やる気はあるということで。細かい話ですけども。

もう一つ、くまモンの人気のわけをちょっと仕入れてきたんで。くまモンは動きが非常に軽快だそうですね。もちろん中に人間が入っているんですが。えい坊くんは残念ながら、頭が重いんかね、何か動きがいまいちつらそうでありまして、この弱点をいかにカバーするかと。顔がかわいいんだから、何とかプラスアルファにすれば。私は、おしゃべりというんかトーク力、あるいは歌えるえい坊くん。中にマイクを内蔵すれば割と簡単にできると思うんですが、問題はその声もアニメ風にかわいいといいなとか、あるいは歌が、下手よりかうまいほうがいいんですが、そんなふうになおいいなと思っていますけれども、これもやっぱり練習というか、一種の演劇ですから、演技ですから、何とかそれは若手の人に頑張ってもらってやっていただきたいなと、そんなことを思っておりますが。

それと、よくちまたで言われているのが、みんな結構次のバージョンというか、結構関心があって、よく言われているのは、えい坊くんを2人、3人とふやしていったらどうかと。あちこちに神出鬼没でやるといいなということとか、あるいは今のえい坊くんに彼女をつくってあげたりしたらどうかとか。将来的にはお嫁さんをもらうということで結婚してもらい、家庭も持ってもらいます。

○14番（渡邊善春君） あれ男か。

○13番（松川正樹君） 男。私は結婚式そのものもイベント化して、これは傘松閣で仏前結婚式でやるとちょっと受けるんじゃないかなというふうに思っていますが、当然子どももたくさんつくってもらって少子化対策や、あるいは婚活のアピールにもなるんでないかというふうなことをね。これ私だけでなく、ちょっと雑談が始まるとそんなところまで話が展開していくんですね。彼女も全国のゆるキャラを対象に、あるいはタイアップするといいんじゃないかなと。今言ったように、雑談でこんなことを言うてしまうんですが、実際にやってみて当たるかどうかは責任は持てないしわからんですが、ぜひ理事者側におかれまして、次なる機会にもう1回気軽に言える場を設けてもらって、これだめ出し食らっても、お互いに覚悟の上で言い合おうと。とにかくサプライズをするぞという、そういう言葉を合い言葉にしてね。

いわゆるブレンストーミングという言葉がありますが、これは発想法の一つで、ブレンというのは頭脳のこと、ストーミングは嵐ですかね、そういう状況に何人かをどこか缶詰でもしてとにかく言わせると。それはちょっと半強制的な

んですが、そんなことでいろんな意見が出てくるんで。実際この間、先週の土曜日、第5回景観まちづくりワークショップというのを、4回目も行ったんですが、これテレビ見てて、なかなかおもしろいことをやっているなということで、やっと4回目と5回目に出させていただきました。一種のブレインストーミングですかね、あれやっているのは。今回は永平寺線跡地の活用でありましたけれども、30人くらいのメンバーの参加で、それを5班に分かれて2時間近く跡地の今後の活用に関して、その魅力とか課題とかについて意見を出し合っていて、たくさん意見が出てくるもので本当に感心しました。結果もいいものが出てきてね。これ言うたとおりにやると、本当に遊歩道もますます魅力が出てくるんじゃないかというふうに今から楽しみにしておりますが。担当は企画財政課でありました。役場の若手職員の皆さんもなかなかたくさん出てきてくれて頑張っていた様子が非常に印象的でありました。

こういうワークショップの手法もいいんじゃないかということで、ご活用をくださればといいなと思いますが、これどなたかご答弁はどうですか。

企画財政課長、どうですか。商工観光課長でもいいけど。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまの景観まちづくりのワークショップですけれども、せんだっての土曜日に開催をいたしまして、今回議員さんにもお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

この景観のワークショップにつきましては、これまで平成24年度から始めております。今回、第5回目ということで、毎回町民の方、また景観審議会の方にも一度ご参加をいただきまして行っております。そうした中で、今回、永平寺線跡地の活用についてというテーマで皆さんのご意見をいただいております。このような形で皆さんのご意見をいただいたものは、今後の取り組みにまた生かしてまいりたいとは考えていますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

商工観光課もひとつ頑張っていたきたいと思ひます。

続きまして3番目、高志附属中の全貌がまだ明らかにされていないが、問題点は多いというテーマであります。

実際にしっかりと全貌はまだ明らかにされていませんが、今の時点で多くの問

題点も見えてきています。2015年4月をめどに高志高には附属中ができることは間違いありません。前々から小出しに報道はされていたんですが、当然のことながら高志高には早くも受験日程などの問い合わせがあり、保護者の関心が高まっています。とりわけは現在の小学5年生が最初の入学生になります。したがって、もうすぐの話ということでもあります。親同士が顔が合えば、もう挨拶がわりにこういう話題が上っているという話も聞いております。少なくとも保護者は敏感に反応しているような状況であります。

その中学に入れば、高志高にはエスカレーター方式なのが、これは保護者にとってかもしれませんが、最大の魅力なのですが、同時に多くの問題点もあります。私なりの考えですがね。その一つは、今のところ、入学の選抜方法について詳細が未定というか、いま一つわかりづらい。その辺が一番やきもきされるところであります。入学選抜は適性検査や作文、面接といった複数の選抜方法を組み合わせた実施を想定しているようで、その適性検査も小学校の学習状況を総合的に見きわめる適性検査としていて、文章を読み取る能力や自分の考えを表現する力を判断するということらしいのですが、私たちには全く随分と不親切な説明でありまして、私は、この適性検査としながらも実は何らかの学力検査があるんだろうなど、こういうふうに思っておりますし、また小学校の内申書なんかが重視されるのではないかなというふうについつい想像していますが、本当に保護者にはやきもきでかわいそうなくらいであります。もしもこの辺で、教育長さん、違った細かい情報をお持ちでしたら教えていただきたいと思いますが。

しかも、この1学級90人規模の募集ですから、人口からいってやっぱり永平寺町は2万人弱ですから、80万人として大体、嶺南のほうは余り来にくいなと思っても、せいぜい永平寺町で2人か3人、3人か4人入れればいいなという確率ですね。これはどう考えてみても狭き門ですね。今までは15の春を泣かせることにも非常に関係者としては忍びなかったんですが、この上、12の春でも

でも泣かせるんかと。県の大人たちの考えることは、まことに残酷だと僕は思っております。小学校や中学校の先生方も当然それに巻き込まれていきます。

もう一つの問題点。その県立中学校では、高校の学習の一部を学ぶ先取り学習を進めますが、普通の中学校に通う生徒はどうなるのかということでもあります。これ以前から私言っているんですが、普通の中学校の学習内容が何も変わらないとしたら、当然新しい不公平を生むということになります。普通の中学校から高志高校へ入学する中学生も300人ぐらいいます。定員を大体400人ぐらいと

してね。そうすると、この子たちは附属中から高志高校へエスカレーターで入学する子たちと合流するわけですから、僕は一番の被害者はこの子たちでないのかなというふうなことを危惧しております。

私、普通の中学校でも、高校の学習の一部を学ぶ先取り授業をするべきだと思っています。永平寺町の中学校でもすべきと考えています。私は、先ほど言いましたけど、何年も前から申し上げていますが、もともとの中学校の教科内容と高校の教科内容は接続がない。レベルがぼんと上がる感じです。昨日も齋藤議員のお話の中で、あれは小学校から中学校へ、小学校でおくれている部分を中学校で何とかカバーしなきゃいけないという話ですが、これは中学校と高校も一緒に、高校から大学もあるし、大学から企業にもあります。そうすると永遠みたいな感じがしますね。

それで、接続がないというふうに県もようやく、それは薄々気がついてはいたんでしょうけれども、何とかこの接続がスムーズにいくように、私、連続性がないと表現しているんですけども、県は接続という言葉を使っているんですわ。今回の高志併設型の中高一貫高校というのは県の接続ある教育の一環だろうというふうに、これは評価しています。それにしても、悪く言うと、大変な税金を使って壮大な実験をするんだなという、そういうちょっとさめた目で言えば、そんなことも監視もして、あるいはちょっと少しあきれてもいるんですが、逆に言うと、明らかに中学校と高校の教科内容に一種のずれがあることをほうっておいた罪は大きいなと思っております。というのは、私が高校へ入学したのはもう50年ほども前ですが、少なくとも50年以上、私のこととほとんど一緒ですわ。中学校と高校にずれがあるのは。少なくとも50年以上もこのことについて手がつけられなかったということですね。だから、現実がこうだから高校のほうで合わせてくれと言っても、これはちょっと正直言ってこの議会でも限界があるし、とにかく中学校のほうで高校のレベルとずれがないように合わせるしか仕方ないということで、機会があるごとに申し上げていたんですが、……。

○議長（伊藤博夫君） この辺で回答も受けたらどうですか。

○13番（松川正樹君） はい？

○議長（伊藤博夫君） この辺で回答を。

○13番（松川正樹君） そうやね。そろそろやね。

実際に教育長さんにも申し上げていたんですが、かなわなかったと。いい機会だね、これ。一部県立の中学校で公然と先取り学習するのに普通の中学校でしな

いとしたら、これは不公平を通り越して、私は差別であるとまで思っております。

ここで新教育長さんの宮崎先生、何らかの形で事態が動くことを切望して、ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） じゃ、今ご質問2点あるかと思えますね。入試選抜の方法と、それから高志中学校の生徒と実際に町内での中学校の教育課程のずれ、そういうふうなことについてですけども。

最初の1点目につきましては、以前から附属中学校もありますし、北陸中学校、福井中学校、もう中学校から受験という学校も結構ふえてきております。ただ、私も危惧しているんですが、現在、高志高校には、本町から昨年度は21名、一昨年度は30名進学しております。もう沿線でもかなり優秀で、これだけの子どもが行っていますね。ということを考えますときに、先ほど言われましたように、3クラス90人にとってくると大体1割。今、10クラスで300人ぐらいの定数なんですけれども、1割ぐらいというと小学校時代には3人ぐらいということなんですかね。何人かはわかりませんが、そういうふうなことが起こってくるというふうなことでいろいろ危惧しているところですけども。

また、既に進学予備校とか塾とか、そういうふうなところでも対策についていろいろ講座を開設して取り組んでいるところも今出てきているというふうな話も聞いています。保護者としても、そこへ通わせるべきかどうかというふうなことでいろいろと危惧されているところだと思うんですが。でも一般的に児童には、小学校の早い段階から明確な目標を持って、そして学力等の成長が著しい者もいれば、またじっくりと将来を考えて、従来の学校形態に合わせて進路を選択して成長していく者もいるわけですね。それを今、小学校の6年生の段階で決めてしまうということに対して、6年間のスパンというのはメリットもあると思うんですが、うまくついていけない子どももいるんじゃないかなということ、それを小学校6年の段階でというのはなかなか難しいなということ、不安もたくさん持っています。

そういうことに対して今、小学校段階で、じゃ、どういう手を打つのかということなんですけれども、我々としては、やっぱりあくまでも教育課程というのはきちっとその子たちのレベルに合わせ、その子たちの発達段階に合わせてこういう教育をしていくのがいいということ、文科省でもうたって、それを実践しているわけですね。そこに対して、そういうことが起こったから、じゃカリキュラム

を変えてその受験対策をというふうなことはなかなかできません。というふうなことで、我々としては、小学校段階でも実際にそういう子どもも抱えるわけですし、保護者も抱えるわけですので、やっぱりそういう相談があったときに的確に相談に乗ってあげられるような、そういう研修をしておかないと。今、高志中学校はどのような形になるんですか、どのような生徒を採ってくれるんですか、どんなふうを考えていいんですかということをやったり保護者の方は小学校の先生に相談されると思うんですね。そういうふうなときに、高志中学校はこういう狙いを持ってつくった学校です、こういう選抜方法でいきますよ、そういうふうな的確にアドバイスができる、そういうふうなことを小学校の先生にも知っておいてただかないといけないということで、校長会等でもそういうふうな具体的な話もしていきますし、小学校の先生対象に県から来てもらって、どういうふうな方法でいきます、どういうふうな子どもを今求めているんですかとか、そういうふうなこともしっかりと研修会等を開いて、そして小学校の先生にも理解してもらって、そういう不安があった場合には相談に乗ってあげられる、そういうふうなことを今やっていかないといけないなということを思っております。

また、教育課程のずれですけれども、先ほども申しあげましたように、やはり中学校段階ではこういう教育課程でこういう指導が必要だということを今やっているわけです。しかも、新しい指導要領になりまして中身も多くなりまして、時間的にもすごく制約がかかっています。そういうふうな中で、この高志中学校ができることに対する対応はどうだということは今のところ考えておりませんので。でも永平寺町の生徒は優秀ですので、きっと立派に戦っていってくれるとは思っているんですけれども。また、補習等ではそういう現在の高志中学校の子どもに戦っていけるような英語学習とか、そういうふうなことでもしっかりと力をつけていくようなことは、これから先考えていく必要があると思うんですが、今のところ余り特段でこうしたいというふうなことは考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

非常に示唆に富んだご答弁、本当にありがとうございました。ほかにも問題点は幾つかあるんですが、時間の関係上またの機会にさせていただきますが。

一つだけお願いしたいのは、今、保護者の方も不安でしょうし、本人たちも、何かこんな情報を持ってくるどうすればいいのかなとかね。中にはちょっとそう

いうことを思う人もいるかもしれないんで、私、そういうふうなことをやっぱり学校を通じて実態調査というんか、ある程度の情報も与えなあかんですが、どんな思いでいるか。特に先生方も非常につらいお立場だと思います。ひとつそういう意識調査みたいなことをやってくれませんか。これは喜んでいいのは学習塾だとか予備校ぐらいなもので、これは張り切りますよね。そこら辺はまた経済効果が出てくるというんであながち悪いことばかりでないんですが、ひとつよろしくお願ひいたします。

続いて、ちょっとこちらの都合ですが、5番目の保育士の正職員の割合が5割未満になったということをお先にやらせていただきます。

昨日も、長谷川議員の一般質問で正規職員と嘱託職員数のバランスが逆転しているという趣旨のご意見がありまして、理事者側もその事実を認められていますのでその数的な確認は省略いたしますけれども、私の場合は以前よりこの件については再三取り上げており、ついには理事者側より、これは町長さんだっと思ひますが、一度に正規のパーセンテージを上げることは無理だが、徐々に55%から60%、僕は65%までと聞いたように記憶するんですが、持っていきたいということでありました。昨日、町長さんは60%ぐらいのほうが理想でないかなということをお答えしていただきましたけれども。

そういうことを以前に聞いたんで、私はこの件についてはすっかり安心をしていたんですが、ところが今回、議会と語ろう会で私は子育てと学校給食の担当になりましたので、多少幼稚園の状況について調べさせてもらいましたら、そのときに正規と非正規が既に逆転していたんで、ちょっとショックでした。割合もそうですけど、正規職員数の絶対数をふやすことがそんなに難しいのかなど。何か特別な事情があるのかなというふうなことも思っているんですが、少なくともきのうの理事者側の答弁では、私も一生懸命理解しようとして聞いていたんですが、そこら辺がちょっといま一つ理解できないんで、このままどうも当分の間50%前後で推移していくのかなということがとっても不安であります。

そもそもなぜ非正規の嘱託さんが半分を占めていると困るのかというのが、私どもの立場からくどくど申し上げなくても、僕は理事者側さん、特に子育て課の課長さんは現場の声をよく聞いていると思うんでよくご存じのはずであります。ただ、一つだけ申し上げると、嘱託さんの待遇は、さっきも時間給の話がありましたけど、時間給は今900円だったと聞いておりますが、これもさほどいいとは、これも以前から比べてよくなったんですよ。なったけれども、今の線でもや

っぱり900円というのは、きのうも子育て支援課長が国家資格のある方だからということがあったんで、900円では安いなど。そんなことを思っているんで、ほかによい職場があればやっぱりそちらを選びますよね。毎年その補充に子育て支援課が追われていると。実に見ていて大変だなということで、それは仕事ですからこのぐらいのことは大変と思いませんよということかもしれませんが、やっぱり同じことの繰り返しを毎年毎年やっているというのは、おかしいなという感じがします。ボーナスも以前と比べて上がっているということを知っているんですが、どうも今のところ、いまいち不十分かなというふうなことを思うんで。

きのうの答弁の言葉の中に、将来の入園児の数とか、あるいは突然の結婚とか、あるいは多様な保育ニーズに応えなければとか、いろんなことが出てきました。ファクターが多過ぎて非常に困難だと思いますが、困難であるけれども、やはり正規の数をせめて60%にまでふやしたほうがいいだろうということはお互いに共有しているわけで、これ一日も早くやってほしいとしか言えないんですが。

それと、行革という言葉が出てきますよね。あれ僕、行革というのは、それは反論しますけど、保育所は合併してませんよね。役場は合併しましたけれども、これは合併していないんだからある程度ね。それは適正な数にしようと思ったら、それこそ僕は保育所の合併なんて考えていないと思いますけれども、それは保育所、幼稚園の合併も選択肢の一つとしては考えられますよね。本当に数を抑えたかったら。それはきのう、ゼロ歳児で3人で1人だとか1歳児で6人で1人だなんていうと、それは幼稚園の先生の数、初めから想像されますよね。少ないわけでは済まん。そこら辺が、合併して2年、3年ぐらいはちょっと混乱するかもしれませんが、一応ことしで8年目、そろそろ軌道に乗るころかなというふうに思っているんですが、正直言って、正職の割合とか、あるいは絶対数をふやせないというんかね、本当の理由と言うと語弊があるんですが、そこら辺の事情が私にはちょっと想像できないんですね。本当にどういう事情があるんかと。そこら辺を私どもと共有していれば、また本質的な議論もできるんで、実はこういうところでこんなことを言うのは悪いんやけれども、私どももいろんな情報を持っていて、こういうテレビを通じて言いにくいこともあります。お互いにそういうことはあると思うんですが、そこら辺はテレビを聞いている住民の皆さんには申しわけないけど、これ教民あたりででゆっくりにお互いの気持ちを言い合って、いい方向に向かいたいなというふうなことを思っているんですが、どうでしょうかとと言われてもあれやけど、何かきのうと違った答弁はないですかね。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 保育士につきましては、これまでも申し上げてきておりますけれども、入園児数だとか、うちが行っておりますさまざまな多様な保育サービスへの対応、こうしたことも考慮しまして国の基準に基づく職員数を配置しているということでございますけれども、全ての保育士を正職員にすることは、これは非現実的なお話でありますということで囑託の職員の方にお力をおかりしているということでございます。

ご指摘がございましたように、現在、正職員の比率につきましては、一昨年が5割でございましたが、昨年、それから今年度ということで5割を若干下回っております。この要因ですけれども、これはちょっと細かいお話になりますけれども、お預かりしております子どもさんの数、絶対数は、一昨年が761名、今年度当初が754名ということで7名減になっております。しかしながら、ゼロ歳から5歳までの内訳を見てみますと、ゼロ歳児が一昨年の45名に対しまして今年度が54名とプラス9名、それから1歳児の子どもさんが81名のところが96名ということで15名のプラスということで、いわば国の配置基準に基づきますと4名のプラス要因ということになっております。さらに障がいを持つお子さん方への加配だとかこういったことを計算しますと、一昨年の必要人数が107名でございましたが、今年度は114名ということで7名分の職員を確保していく必要がありますということですね。

そういうことですので、一昨年も今年度も職員の数はずっと54名ということですので、これ割り算しますと、一昨年が50.4%やったのが今年度は47.4%ですかね。そういうことで下回っているということございまして、当該年度の入園児の、それもゼロ歳から5歳までの子どもさんの数をやはり詳細に事前につかむ必要があるということ、それによって保育士の数の絶対数が大きく左右されてくると、こういうことをまずご理解していただきたいのと、このように考えているわけでございます。

それと、先ほどちょっと申されましたけれども、行革の観点での話というのはなかなか、保育所の行革とか合併とかという話は、これはしてございませんし、今後も当分の間はその予定はないと思っておりますけれども、殊、職員数の、退職職員の補充のことで申し上げさせてもらいますと、合併後、23年の3月までに保育士さんが22名退職されていますけれども、補充が16名採用ということで補充率で申し上げますと72.7%。これは一般職の場合が36.7%ということで

すので、町として推し進めております行政改革の中では保育士の確保にはかなり力を入れていることはこの数字にあらわれているのではないかなと、このように考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 私も多少、そこら辺の本当の事情は少しは知っていたんですが、やっと本当の事情というか、を聞かされて理解できる点もあります。ただ、それでもねという。やっぱり60%程度には何とかして、それは一遍に、そんなもん、囑託の人を正職員に全部しろなんて誰も、私も1回も言った覚えがないんで、そこら辺は徐々に徐々にということではどうかね。そうすれば、僕は政治のだいご味というのは、近江商人でないけど三方よしですって。売り手も買い手も世間もよしと。確かに子育てはいいけれども、片方でどこかが苦しんでいる、つらい思いをしているのでは、それはやっぱりいい政治じゃない、100%百点満点はつけれないということがあるんで、どうかいろんな角度で幼稚園の保育士さん方の立場にもある程度、頑張っていらっしゃいますので何とか応援をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

なら、続きまして5番目の質問に移ります。

これもきのう多田議員が一般質問で定住促進と宅地造成をセットでということだったんで、これ理事者側から十分答弁していただいております。私の質問は定住促進の二の矢、三の矢はいつ放たれるのか、急いでほしいということなので、これも同じような趣旨であります。同じ答弁にならないように角度を変えて質問をさせていただきたいと思います。

1つは、3月議会だったかにテレビコマーシャルの予算が出ていましたが、これどんなテレビコマーシャルになるのか、放映されるのかということは議会も非常に興味を持っていたんで、途中でどんなのか教えてほしいということもありましたけれども、やっぱりこれはどう考えても定住促進が狙いかなというふうに思っているんですが、定住促進のための永平寺町のイメージアップがコマーシャルの趣旨になるかと思えます。

まずここら辺を、どんなコマーシャルになるか。もうでき上がっているなら、確認をさせてほしいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 永平寺PR事業でございますけれども、これにつきましては、今、県内の放送、民放2社中で、FBCさんと福井テレビさんのほう

をお願いをしております、制作に当たりましては7月、8月までかかるんでないかと思っています。実際の放映は今のところ9月以降と考えております。また、途中でそういうことが決まりましたらまた一度放映というのは、ちょっとお示しをさせていただきたいなと思っております。

○13番（松川正樹君） 狙いは定住促進ということで…。

○企画財政課長（小林良一君） あくまでも目的は、定住につながることを目的としたしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

そういうこともあるんで、受け皿を用意してほしいということはきのうのお話と一緒になってくると思いますが。

もう一つは、町長はかねてより学校の統廃合はしないと方針を示していますが、そうは言うものの、学校によっては本当にそれに耐えられるのかという、心配される児童数になっている学校もあります。また、一見落ちついた児童数を確保しているように見える小中学校でも、近い将来、減少の傾向に突然陥ることが確実と言うとあれですが、そういうふうに予想される学校も実はあるんで、当分の間安泰な学校というのは私は数えるほどだというふうに思っております。私も基本的には学校統廃合には反対論者でありまして、今の松本町長の方針には大賛成であります。このまま推移していくと統廃合が突然やってくるんじゃないかという、そんなことで心配でたまらないんでありまして、統廃合が突然やってきてもそれでいいのかということですが。せつかく学校給食の無償化を打ち出したんですから最大限の効果を狙うべきで、消費税アップ直前の今、本当に積極的な町主導型の分譲地開発が急がれる理論ということはこころにあって、これはまた後ほどご答弁願います。

もう一つは、農林課さんをお願いしたいんですが、農林課は当然農林課の立場で優良な農用地を確保しようということで、それは十分理解できるんですが、それでも個人で農業をやってらっしゃる方が自分の所有している農用地を、後継者がいないし、いろんなご事情で農用地を手放して住宅地にしたいというお考えを持っている方がたまに出てきますよね。そういう場合に私は、当然、法の縛りがあってなかなか農振地も離せないし簡単にはいかない事情があることは知っていますが、よく言われるように、虫食い状態だとか、あるいは乱開発という言葉が

使われますけれども、そういうことで失うものも大きいんですが、このぐらいは理解できるんですが、片方でやっぱり農用地を住宅地にしようということは定住促進が進むということにも相なるわけで、渡りに船ということにもなります。私は何とかここら辺が日の目が見えないかなということで思っておるんですが。

実はこの案件、御陵なんですね。御陵小学校も、これ三十数年前の話になりますけど、一瞬、ある学年が10人を割まして、そのときにふっと、特に御陵地区の町会議員が、これは大変だと慌てましてね。だからその慌てたことが功を奏したのかはちょっとわかりませんが、御陵はたまたまああいう大学が2つできまして今日に至ったんですが、これも思い出してみますと、実は今、いろんなところで小学校に限らず幼稚園へ行って見ますと、御陵の場合、一見安定しているように見えますが、中には幼稚園の子どもが一人もいないというところも若干あるそうで、これいつ何どき減少になるかもわからないので、そこら辺は非常に情報もとりながら、ちょっと神経質になるぐらい見ていったほうがいいんじゃないかと思います。

それで、農林課のお立場でいろいろ、農用地を確保せなあかんというのももちろんわかりますけれども、何とか定住促進という立場、そういう考え方で、そういう視点を持って、何とか定住促進に協力できる方法はないかということをつ口にさせていただきたいなど。あるいはまた、町当局も定住促進に向けて各課横断的な目的を持って知恵を絞っていただけないかなと念じておりますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問ですけれども、先日もお話しさせていただいたように、吉野地区の総合開発事業の中の亀山のことをおっしゃられているのではないかなと思われるんですけれども、山林部3ヘクタール分と農地分2ヘクタールで5ヘクタールの宅地開発の計画があったということで、今回は、この農地の2ヘクタールにつきましては当然農振農用地内の農地という優良な農地ということで、まずは農振除外とかの後、転用という形になるということで、ちょっと現在のご質問にもありましたように、永平寺町の農業振興計画の見直しをかけております。今回はまだきちっとした計画が出ていないということで、計画のままいこうかなという考えは持っていますけれども。ただ、農用地の除外につきましては、道路等の公益性が特に高いと認められる事業につきましては、農振農用地内であっても除外してということで転用も可能となっておりますので、今

後、計画が進む過程を見ましてまた検討させていただきたいなと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 亀山のことでのいいの？

○13番（松川正樹君） いやいや、それはご答弁あったら。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） いろいろ今お話をお聞かせいただいております。

例えば小学校の生徒の数が減ってきているということで、これは全ての中学校3つと小学校7つにつきましても少しずつ減ってきています。御陵のお話がありましたけれども、昔80人ぐらいのときもありまして、今は144人か145人だと思いますけれども、これもちょっと減ってきています。そういう状況の中で、やはりそういうふうな学校、地域の住んでいる人の数をふやすということは非常に大事だと思っております。

いろいろ、定住の話もありますし、それから北小学校は特に、今40人ですので非常に心配しておりますけれども、統合のお話といたしますのは、基本的には統合というのは、余り極論は申し上げられませんが、子どもさんがいる限り学校は存続することが一番望ましいんでないかと思っておりますし、いつも体育祭なんかへ行きますと地域が子どもさんとともに元気が出ているような状況でありますので、何とか子どもさんをふやしていきたいと思っております。そのためには、今、定住でさまざまな取り組みをしております。特にことしから給食費の無償化も始めましたし、医療費も中学3年生まで無料でありますので、そういう中で、やはり若い人に地域の中に住んでもらうとか、あるいは戻ってきてもらうとか新しい人が入ってきてもらうとかということが非常に大事だと思っております。今コマーシャルもつくっておりますし、これは福井テレビと福井放送2社にお願いしておりますが、今考えておりますのはそれぞれのテレビの会社でどういうふうなコマーシャルをつくっていただけるかということで両方競っていただくような、そういう方式を今とっております。そういう中で何とか人口をふやす方法をこれから考えていかなければならないと思っております。

きのうも上志比のお話もありましたし、そういう宅地の造成というのは非常に強力な感じがいたしますけれども、やはり農地を手放すということですので簡単にはいかないと思っておりますが、今、道の駅のお話もありますし温泉のところもありますけれども、あそこも道の駅も上志比の人に土地を提供してもらおうということでお話をいただいておりますし、そういうことがこれからの、やはり町が責任を持ってそういう宅地造成とか宅地分譲をするということが非常に地域の安心感に

もつながると思いますので、これから待ってるんでなくて積極的に働きかけをしていきたいと思っております。

今、亀山のお話もありましたけれども、これはきのうもお話ありましたんで、5ヘクタールの話ですけれども、100戸ぐらいということでもありますけれども、これはちょっと今、これから地域の周辺環境が整った場合にどうするかということは、社会の情勢も相当変わってくるんでないかなという感じをしています。それから経済的なことも変わってくると思いますし、人口のそういうふうな増加とか縮小とかいうところも変わってきておりますので、これは慎重にしなければならないと思っております。これからそういう話はまた地元も含めて議会とも相談しながらしていかなければならないと思っております。

それから、特に今申し上げたいのは、やはり人口が減ってきているのはもう本当に減ってきております。これは全国的に、あるいは県内でも減ってきておりますので、その中で全体の数が決まっているということではありませんけれども、やはり新しいそういうものを、人口を生み出す方法とか、あるいは、申しわけありませんが、他の市と町と競いながら人口をふやすということも非常に大事だと思っておりますので、そういうことも含めてそういう取り組みをしていかなければならないと思っております。

さきの保育所の先生のお話ですと、ちょっと申し上げられなかったんですけども、副町長のほうから今の状況というのは申し上げましたけれども、理想かどうかわかりませんが、6対4ぐらいが、そうしたいなと思っております。特に今、担任を嘱託の人にしていただいているということなんかは、やはりそれは正規の職員がすべきだと思っておりますので、その辺いろいろと周りの状況も見ながら改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

本当に日本の人口あるいは福井県の人口が減る中でなかなか大変だと思いたすが、ちょっと……。

○議長（伊藤博夫君） 時間が済んでおりますんで。

○13番（松川正樹君） え？

○議長（伊藤博夫君） ほうやろう？

○書記（平林竜一君） まだ3分 。

○13番（松川正樹君） 俺ばっかいじめるんや、ほうやって。本当に。

○議長（伊藤博夫君） 3分あるんですと。

○13番（松川正樹君） ほんで一つ二つだけつけ加えます。

というのは、一つは吉野の話ですが、これは金元さん差しおいて悪いけど、本当は100戸ぐらい建てばいいんですが、例えば吉野のことで言うと、吉野小学校の跡地から始まって、小畑、宮重、そして最近は西野中って、そんなに大きいのではないんですね。それでも確かに微増しているという。それでも正直言って油断がならないわけで。

もう一つは、上志比の場合、せっかく温泉ができて道の駅、僕はあの辺を温泉に行ける住宅街として売り出すと、ひょっとしたら当たるんでないかというふうに、責任は持てませんが、いけるんでないかと思います。そこら辺も少し意識してもらって何か頑張っていたきたいなと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 申し上げますと、 平成16年、17年ぐらいは50人台だと思います。ことしは78人です。来年は、今の計算ではというのはちょっとはおかしいんですけども、80人を超えるようになっていきます。ほんで、もう少しきますと90人ぐらいということですので、今の西野中の宅地造成もありますけれども、やはり宮重とか、それから小畑とかいろいろなところでこれまで若い人が住んでいたということが大きな要素になっていると思ひまして、当分80人台とか90人で進むと思っております。

さっき申し上げましたけれども、亀山の宅地造成といいますのは、これからそういう大型の宅地造成をすることがこれからの社会情勢の中で必要かどうかと言ったらあれですけども、しましても売れ残ると言うと言葉は悪いんですけども、非常に残るような状況では困りますし、上下水道の関係もありまして、その辺、慎重に進めていきたいと思っております。

吉野のほうへ行きますと、いつからそういうことがしていただけるんですかというお話は聞いておりますけれども、そこは十分に慎重にしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（松川正樹君） ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで4時20分まで暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

---

（午後 4時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

あらかじめお願いしたいと思います。

2番、滝波君の時間が延長しても終わりまでやりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、2番、滝波君の質問を許可いたします。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私のほうからは4点質問させていただきます。

まず1つ目、社会教育を活発化するために各公民館に主事の配置を、2つ目、学校給食調理室の現場を見て、3つ目に、松岡中学校第2体育館（武道館）の目的は、4つ目に、他自治体所管の道路整備の要望にどう対処するということですが。

まず初めに、社会教育を活発化するために各公民館に主事の配置をということですが、都会では、隣人が何をしているのか、どんな人なのか知らずに生活しているというのが昨今は当たり前になっておりました。しかし、田舎においても近所づき合いや人間関係が希薄になっているように思っております。現に高齢者の孤独死や子育ての孤立化、貧困者の餓死など、残念ではならない結果が最近報道をされております。

また、お祭りや社会奉仕作業で人が集まらないという町内がございます。そういった場合、罰金を科するというところで出てきていただくというようなことも聞いております。地域では、人々が助け合い、安心して暮らすことができるよう、住民の自治能力の再構築が求められているのが現代ではないでしょうか。私がまだ20代のころは、どの市町村にも青年団や婦人会、そして壮年団が必ずあり、さまざまな立場で地域のことを考え、時には協力しながら活動してまいりましたが、今や青年団はその見る影もないようであります。

そこで、今、社会教育団体と言われている青年団、婦人会、そして壮年団、またその他団体も含めまして現状はどうなっていますか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 社会教育団体の現状であります。合併後8年を迎

えており、女性連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、文化協議会等は町内1本化がされております。地域間の連携をとりながら積極的に活動を行っている現状でございます。

なお、今ほど議員さんがおっしゃいました町壮年グループ及び青年団におきましては、それぞれの地区において3地区におきまして活動をしておりますが、青年団に関しましては、以前ご質問にもお答えいたしました、2団体のみになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それで、現状を見て担当課といたしましてどのように考えているのか。また、いわゆる社会教育団体と言われている壮年団、婦人会、そして青年団、必要なんではないかなとは思っているんですが、課長はどうお思いでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 社会教育団体は、豊かで安心して暮らせる住みよい地域社会を目指し、まちづくり、人づくりの活動を展開しており、地域の社会教育の向上とあすの地域づくりの担い手として欠かせないものと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そこで、やはり自然発生的に待っているわけにもいかないと思いますので、これは行政が仕掛けていかなければならないと思っております。私は、これからの地域で必要となってくるこういった団体も含めて、行政が支援していかなければならない、そして育てていかなければならないと思っております。

そこで、各公民館に公民館主事を配置してはどうでしょうか。隣の福井市では小学校区単位に公民館が1館設置されており、合計で50館置かれています。そこには館長、そして公民館主事がおられます。この公民館主事というのは、その地域の方から選出されたいわゆる公募で選出された方でありまして、選出された後、社会教育主事の資格を取得し、そして任期は4年ということで活動をされております。このシステムは全国的にも注目されているというふうに聞いております。

長年培われたこういった公民館主事の活動が住民の学習を支え、そして地域に対する考え方あるいは活動が盛んになってきているということではありますが、こ

ういった取り組みをぜひ本町でもされてはどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 町内には公民館が7館ございます。これはご存じのように小学校区に1館ずつございまして、基本的に公民館の運営は、館長会議や公民館運営審議会等により各地区公民館との連携を密にとり、より地域に密着した活動を展開し、また住民の主体的な活動を支援する環境づくりと効果的な学習プログラムの提供に努めながら公民館活動を推進しております。現在、生涯学習課職員が各公民館のきめ細やかな企画運営、また公民館相互の緻密な連携に携わっており、公民館活動に支障のないよう努めておりますので、現在、町では公民館主事の配置は考えておりません。

また、今おっしゃいました福井市の50館の件でございますが、永平寺町の7館も、公民館主事の件に関しましては町職員が緻密にかかわっておりますので、今申し上げたとおり、公民館主事の配置は考えていないというところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 新たな取り組みということにもなるんかもわかりませんが、やはりその地域の中から公募で選ばれた公民館主事、いわゆる地域の人が自分の地域の特色を生かしながら地域に愛着と誇りを持ちながらまちづくりを進めていく。しかも、同じ住民同士で主体的に行っていくということがポイントだろうと思うんですよ。

それで、確かに、今課長がおっしゃったように、7館あって公民館の、教育委員会の中の職員がきめ細やかにというふうには言われておりますが、特に公民館活動、地域住民の方の活動ですから中心は夜になるんだろうと思うんですよ。そうしますと、今7館ある中で、やはり館長は非常勤でありますし、そういった夜も含めてのしっかりと地域に根差した活動を支援するというのであれば、こういった公民館主事が必要ではないかなと思っております。ぜひ教育長のお考えも含めてご答弁いただきたいなと。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も従来のそういう公民館活動というものも経験していますし重要だということを考えていますが、今、本町のほうに公民館主事を全部まとめまして、そして何かあるときには全員で手助けできる。1人いてもなかなか

活動に手助けできないんですけれども、その面ではみんながまた相談もできますし、そして、じゃ上志比のこういうところにはどうやという連携もとれると思うんですね。そういうふうな面では今のシステムというのは効果的かなと思っております。ただ、距離ができて、余り入念にコミュニケーションがとれないという面はありますので、今、松岡の公民館にいるわけですが、支所等へも足しげく通うようなことも考えていきまして、より連携をとって密接に。

それともう一つ、館長さんと少し連携も深めながら地域に根差したそういう活動がしっかりとできればいいなというようなことは考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 福井市のシステムとはちょっと違うんだろーと思います。

福井市は正規の職員ではありませんので、いわゆる臨時で公民館主事を公募して、そして任期4年間ということでやっています。ぜひ参考にして、今のシステムでもいいから、目的は社会教育団体のより活発な活動を支援するような体制をより強く持っていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食調理室の現場を見てということですが、本年当初予算において学校給食費無償化事業の発表から、議員間で、または町民の間で、無償化の賛否、そして給食の安全性や食物アレルギー児童への対応などまで学校給食に関心が高まったことは、ある意味よいことだと思っております。議会においても、平成25年度当初予算に対する意見書の中で、各学校給食施設の環境整備を図り、児童生徒に安全、安心な給食を提供することと指摘をいたしております。

議会教育民生常任委員会では、6月3日に学校給食調理室の現場を視察しようということで、松岡小学校、永平寺中学校、上志比給食センターを訪問いたしました。まず現場を見て、聞いて驚いたこと、そして感銘を受けたことですが、学校給食の衛生管理については、平成8年、大腸菌O-157による食中毒や、最近ではノロウイルスによる感染症胃腸炎の発生等で国より学校給食衛生管理基準や各種マニュアルがその都度策定され、それに基づいて現場が対応していますが、それは調理師というより病院の手術室のように徹底した衛生管理を行っていたことでもあります。例えば、調理室入室前の健康状態の確認、徹底した手洗いの繰り返し、食材の洗浄、調理、食器の洗浄など7工程に分けてエプロンを交換するなど、家庭の料理とは全く異なるものでありました。そして調理員一人一

人の役割と調理室の動線、職員の動きですけれども、動線が明確かつ綿密に計画されているのであります。そして、つくりたての給食を食べていただくため懸命な努力を毎日されていることに感動と、心から感謝の念を抱きました。

同行された学校教育課長も一緒におられたので、この点、初めてかどうかはわかりませんが、どのようにお感じになりましたか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほど議員さんおっしゃられたとおり、6月3日の日に3施設を議員さんと一緒に同行させていただきました。その際、現場を見、また確認したわけですけれども、やはり学校給食は安心して安全な場所であり、またそれを子どもたちに提供する給食をつくる場所、そういった意味で衛生管理の確保、またそれに従事する調理員の個々の健康管理と業務に対する責任感、そういったものには常日ごろ職員同士が確認し合いながら、また点検し合いながら業務を進めているということを改めて確認したところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そこで、現場視察で詳細については課長も十分ご理解いただいていると思うんですが、私は、まず早急に改善が必要なこと、それはあの調理室が高温で、しかも湿度が高い多湿ということの対策であります。

200食から450食をつくる調理室で、全てのほとんどと言っていいほどの食材に何らかの形で熱を通します。しかも、窓をあけるといことは虫やほこりが入るので、あけるわけにもいかず、そういう状態で40度を超え、また煮炊きをするわけですから蒸気で湿度がぐんぐん上昇しております。調理員の服装は、帽子、マスク、白衣というんですかね、上着に、そしてエプロン、長靴といった様子で絶対に外すことはできず、作業途中にトイレにでも行こうものなら、全ての衣服を脱いで下着のままトイレに入り、また衣服を着、手洗いをして作業に戻ると。そうしますとかなりのロスタイムになってしまうということで、水分補給も極力しないようにしているというような話も聞きました。そんな状況でハードな作業をするわけですから、まさにこの状態は熱中症にかかる要件がそろっているわけです。

そこで、今まで調理員で調理中に体調が悪くなったような事例はございませんか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどの問いですけれども、今までに給食調理作業中に熱中症にかかったという報告は受けておりません。ただし、体調がすぐれないとかそういうふうな場合があった場合には、休憩室がございますので、そこで一時待機するとか、そういったことはあったということも聞いております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 新教育長さんは長年学校のほうにいらっしゃったんで、その辺の調理員さんの調理中のそういう体調不調とかというのは現実的にはなかったんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も永平寺中学校におりまして、突然火災報知器が鳴ってびっくりしたことがあります。といいますのは、お釜のふたをぱっととると、蒸気がふわっと上がって急に部屋の温度が上がると。ただ、それが1時間も2時間も続くというわけではありません。瞬間的に上がるんですけれども、真夏とかは結構暑くてということもあるんですけれども、水を使って洗い物をしていたりとかそういうところは結構涼しいということもありますし、それと、今課長から話があったように、隣に休憩室がありまして、そこにはエアコンがついています。そこでちょっと涼んではまた行くとかということもありまして、校長をしている間も倒れて、こんな職場では働けないというような、そういう苦情を受けたことはございませんでした。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ご存じのとおり、熱中症は何も屋外だけに限ったことではなく、屋内でも発生しますし、また最近では労働災害としての熱中症も多いというようなことも認識されております。当然、熱中症は高温多湿、そして水分補給を長時間行わなかった場合に体温の上昇と脱水、そして循環不全を生じ、重度の場合には死亡にもつながりかねないというような病気であります。

そこで、まずは現状の環境をぜひチェックをするべきではないでしょうか。調理員さんをお願いをし、温度と湿度計が調理室にありますので、それを一度時間単位で計測していただくというのが必要ではないかな。

2つ目に、温度も湿度も下げるためには、すぐできる、例えば換気扇を大きな物に取りかえるなど、できることからまずやっていただきたい。

3つ目に、学校によっては建設時から30年から40年経過しています。当時の空調設備では全く効果がないというところもあったようです。空調設備の点検も含め、専門業者で一度点検をして改善方法を探るということ。

この3つをぜひやっていただいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 給食調理場、現場の環境面での整備ということですが、今議員さんおっしゃられたとおり、調理場内の温度、湿度等については常時確認をしている状況であります。また、調理をしている際にはそれぞれの食材の納入したときの温度、確保するときの温度、また、した後の温度、そういったものも随時記録をしております。

今ほど議員さんご指摘の場内の換気扇関係のことですが、今現在、各小中学校、給食センターの調理場内には換気扇が最低3つから4つ、それ以上に設置をされています。ただし、それがその室内の大きさと比べて機能を発揮しているかどうか、そういった面等については今後確認をしながら、より換気しやすいような機能を備えた物にかえるとか、そういったことについては検討を重ねていきたいと思っております。また現場も確認していきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ぜひ検討というか、実施していただきたいなと思います。

それとあと、視察して気づいたことですが、国の手洗いマニュアルでは、衛生的手洗いのポイントは、1、衛生的手洗いを確実に実施し、これを習慣化させること。2つ目に、洗浄効果の面からも、温水の出る設備などを備える必要があるということであります。今回視察した視察先では、まだ温水が出ない施設がありました。それと習慣化させるための手洗いですが、そのための手洗い場が1カ所しかないところもございました。こういったところもぜひ改善をしていただきたいな。

次に、トイレについてですが、トイレは調理員専用のものが必要で、しかも先ほど言ったとおり、上着のままトイレには入れないということなので、脱衣所も設置しなければなりません。専用トイレがない、あるいは脱衣所もないという状況もあります。あと、ボイラーや生ごみ処理機のゴミサーというんですか、が調理室内にある、あるいは、先ほど教育長が言われましたブレーカーがたびたび落

ちるなど、さまざまな気づきがありましたので、一つ一つは回答は要りませんので、課長も同行されておりますので、ぜひそういうことも改善をお願いしたいと思えます。

まず改善していただきたいのは、簡単で少額、お金がそんなにかからず簡単にできるもの、すぐ改善できるものからできることはぜひやっていただきたいな。2つ目に、各施設には改善箇所が幾つかあったと思えます。ぜひ年次計画を立てて改善に努めていただきたいな。この2つをぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今議員さんおっしゃられた項目の中にもいろいろ指摘を受けました。

まず手洗い器、洗浄の件ですけれども、実際に各調理室には1つ以上は設置されています。ただし、例えば調理の工程ごとにそういった手洗い器があるともっと便利であり作業を確実にできるとか、そういった意味での手洗い器の増設ですね。今の数よりも1つふやすというふうなことも今後対応していきたいと考えております。

また、専用トイレ等につきましても、全部の施設じゃなくて、二、三の施設で専用トイレが調理場内に隣接していない施設もあります。そういった箇所についても何らかの方法でそういう調理員専用のトイレという形をとれないか、十分調査して検討を重ねていきたいと思っております。

先ほどの件ですけれども、やはり各調理場は面積も違い、厨房施設の配置もそれぞれ違っております。そういった関係で中の施設の整備、修繕、また職員が快適に、安全に作業ができるような環境、そういった点につきまして十分調査をしまして、できるところから、また緊急性のあるものから整備を順次図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 本当によろしく願いいたします。

それともう一つ、激務である調理員の処遇改善をということではありますが、行政職員の給与は給与表によって何号給、何等級ということで格付というのがいいのか悪いのかわかりませんが、位置づけされ決まってくるわけですが、本町では職員の給料表は行政職（一）と行政職（二）に分かれています。行政職（一）

は一般職員、行政職（二）はいわゆる単労職員あるいは現業職員というすみ分けがされていますが、行政職（二）というふうにはまる職種の方はこういった方々でしたっけ。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 行政職給料表の適用職員のお話ですけれども、一般のいわゆる事務職員につきましては行政職（一）の給料表の適用となっております。

○議長（伊藤博夫君） （二）番。

○副町長（田中博次君） 失礼しました。（二）につきましては、いわゆる単純労務職の職員の体系ということで、この方につきましては別途規則がございまして、永平寺町単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則というものがございまして、別表の中で給料表を設定をしております。そしてこの給料表につきましては、国家公務員の行政職の（二）表適用職員いわゆる単純労務職員との均衡を図っているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 多分調理員は行政職（二）に位置づけされているんだろうと思うんですけれども、そうですね。

それで、先ほども述べましたとおり、一つは大変な激務であるということと、それに加えて、栄養士さんからの献立が出てきますと調理員の役割を分担し、タイムスケジュールを細かく立てるとともに、一人一人の調理員の調理室内の動線——動きを線であらわしたものを——を図面に落としこみ、そして前日打ち合わせをしています。その事務は調理員で持ち回りで行うということですが、それに加え、最近は食物アレルギーの対応で、児童のアレルギー状況で除去食にしたり、あるいは代替食にしたりということ、それに対する研修も行っているようであります。また、万一の場合の対応もしなければならないということでもあります。

このように以前とは全く異なり、まさに人の命を預かる仕事であります。そういった調理員の方々が本当に行政職、一般職員と違う給料表でいいのかなというのが私の質問の趣旨であります。隣の福井市などは、行政職（二）はもう随分前になくなっていくというふうにも聞いておりますが、一度その辺を調べていただいて、やはり同じ職員でありますので同じ給料表でということが肝心なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 本町におきましては、いわゆる今の行政職の（一）表と（二）表しかございません。ただし、職種によりましては、これはほかの自治体の話になりますけれども、例えば看護師さんでしたら医療職の（三）表だとか、お医者さんでしたら医療職の（一）表とか細かく、行政職だけでなくいろんな職種に応じた給料表を設定しているというのが実情だと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりますけど、今の質問の趣旨は、要は行政職（二）をなくして1本でやればいいんじゃないですか。調理員もそんなに職員としてそれほど単純労務職にはならないような職種になりつつあるんじゃないでしょうか。そういう意味でなくして……。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 給料表のあれは、国家公務員も同じですけども、職種によって適用給料表は細分化されておるとというのが私の答弁の趣旨でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） その趣旨がわからないではないですけども、現になくなっている自治体もあります。1本でやっているところもありますので、ぜひ研究していただきたいなと思います。

それと、調理員はチームで行っているというのは先ほど来の私の述べているところではありますが、1人でもその日に欠けたらなかなかスムーズには調理できないというのが実態であります。また、臨時の調理員さんも、先ほど言いました事務処理も同じようにこなしていただいているというのが現状だということも聞いております。

そこで、臨時の調理員さんが毎年かわるといような実態はないのでしょうか。やはりそういう実態があるのならば、保育士の話ではないですけども、賃金の面あるいは環境の面の整備が必要ではないかなと思っておりますが、そういう実態はいかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今の給食調理員の件でございますけれども、今現在、各小中学校と上志比給食センターに、正職員は合計で13名、嘱託職員、常勤の嘱託職員ですけども16名、パート職員9名を配置しております。

今ほどの議員さんのご指摘ですけども、嘱託の職員さん、またパート職員につきましては1年ずつの契約更新という形になっておりますが、継続して勤務を

していただける方については、できるだけなれた職場、また精通した職場のほうで配置をするようにしております。ただし、学校施設、また給食センターがありますので、やはり正職員の数に見合った、また学校の規模、給食数、そういった関係で嘱託職員の人数を、今まで3人いたところを2人にするとか、また1人であったところを2人配置するとか、そういった年度間での変更等は対応しながら職員配置をしている現状であります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 課長さんもかわったばかりなんで、臨時職員の調理員さんの、いわゆる1年契約なのはわかりますけれども、継続しているのかどうか、すぐやめてしまうというような状況がないのか、ぜひ調査してまたお知らせいただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

松岡中学校第2体育館（武道館）の目的はということですが、この第2体育館（武道館）については、3月の議会において初めて提案をされた件であります。

そこで、この第2体育館の目的はということですが、これは何回も3月議会で聞いているわけですが、町長の3月の冒頭の提案理由の説明の中では、「24年度から中学校の体育の授業で武道が必須科目となり、柔道に取り組んでいます。松岡中学校には武道場がなく、体育館にマットを敷いて授業を行っている。一方で、部活動では男女の剣道部があり、今の体育館では十分なスポーツ活動に支障がある」という提案理由でありました。

それから、町の総合振興計画の実施計画が2月に出てきました。これは第2体育館あるいは学校の給食の無償化がその実施計画にのってなかったもので、それを加えたということですが、そこでは、これは松岡中学校の件ですが、体育部活が9部、234人、文化部が3部、66人が活動に励んでいると。屋内スポーツの部活は146人である。この屋内での部活動だけでも手狭な現状となっているのに、梅雨時や冬期においては屋外の部活も入ってくるので非常に狭くなり、体育館の拡大を図りたいというふうに書かれております。そして、同じく総合振興計画の中の事業の分析の中では、30年に開催される福井国体の少年女子バスケットボール会場になることから、この練習アップ会場として、また松岡中学校女子バスケットボール部が強化推進校に指定され、26年から県から推進

費がつけられます。その女子バスケットボール部の強化推進にも活用できるというふうに書かれているんですが、単純に目的が幾つかあるなというふうには思っただけです。

それで、要は、議員間でも「いや、あれは武道館や」あるいは「どうせつくるんなら体育館にして」とかといろいろ意見が出てくるわけですけども、本当に必要なのは、町はどう思っているかということをお聞きしたいんです。目的は何かということなんですよ。それで……。

ほんなら、いいです。はい。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） 体育館のお話でありますけれども、3月の議会でも申し上げましたように、24年から柔剣道、柔道ですけども、義務化といいますか、そういうものが中学校で取り入れられております。そういう中で、松岡中学校におきましては、今お話のように、マットを敷いて、そしてまたマットを上げたりするような状況で、非常に便利が悪いということでもあります。部活がいろいろありまして非常に手狭な感じだということでもありますので、柔剣道場といいますか、そういうものを、とにかく柔道場に当たるものをつくりたいということでもあります。

そういう中で、もう一つは、今バスケットのお話が出ましたけれども、松岡中学校が少年女子のバスケットの会場になりました。その中で、その視察のときに、やはりアップ会場が欲しいということで、そういうお話がありましたので、今どうということかといいますと、柔剣道場の柔道場をつくりたいということでもありますし、できればバスケットのアップ会場に……。

○議長（伊藤博夫君） 時間の延長を行います。

○町長（松本文雄君） 30年の国体に使いたいということです。そうしますと、柔道場ですと大きさがある程度決まっております。ですけども、バスケットのアップ会場にその大きさがいいかどうかというのはこれから検討に入ることではありますが、3月のときに申し上げましたのは、25年の予算で1,470万ぐらいの調査費がついております。その中でいろいろ大きさの案を、今の体育館の横につくるということですから、場所的にもどういう形のもんがつかれるとか、どういう大きさのもんがつかれるとかということもその1,470万の中で十分検討してもらいますし、そういうことで、450というのも十分つかれるんですけども、その辺をずっと見て、そうしますと整備費なんかも出てきますので、

そこはまた議会にお諮りしたいと。

こういうことですので、基本的には柔剣道場に使いたいということですので、ほうやけれども30年の国体にも使いたいということですので、両方の役割があるということですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 3月にそういう答弁もいただいているんですが。

そこでちょっとわからないところがあるんですけど、いわゆる武道館、柔剣道をやるということは当然畳を敷いておりますよね。畳を敷いた武道館ですよね。そして武道館って普通、そんなに建物の背は高くないと思うんです。背は高くなくてもできますし、もっと言うたら木造でもできますよね。ただ、国体のバスケットのアップ会場となりますと、走るだけならまだできるんですけども、リングをつくってシュートの練習をするということになりますと、ある程度というか、体育館の高さが要るんですよ。そして多分450平米ではだめですよ。もう少しというか、もう2倍も3倍も大きいものが必要だと思うんですけども。町長さんはわからんかもわかりませんが、教育長さんなら

○（ 君）。

○2番（滝波登喜男君） そうですか。失礼しました。

と思いますが。そうすると、私の中でその目的が一致しないんですよ。両方のものを満足できる建物というと、やっぱり大きい建物になってしまっ、畳もその都度出すというような状況にはなりはしないかということなんです、その辺どのように町長、描いているんですか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） まず、国体のアップ会場にしたいということなんです。

○ 番（ 君） まずは。

○町長（松本文雄君） まずはでなしに、そういうことも考えているんです。だから柔剣道というのは将来ずっと使うということですので。そうしますと、柔剣道ですと、その考えていますのは450ぐらいでいいということですので、それでは今言ったようにバスケットのアップ会場には不足するということですので、その辺をこれからことしの予算を執行して調査をするんですけども、その中でいろいろ検討して。今思っていますのは、3案ぐらいつくってもらおうと思っています。その中でどういうふうな形がいいかということですので、そういうことなんです。わかりやすいと思います。

- 議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） 調査費を認めたのは、地質調査して、軟弱なところには建てられませんので、それは認めたんですけれども。
- じゃ、アップ会場ですけど、多分生涯学習課が担当になるんかね。課長、国体は。アップ会場ってどういうふうなことをするんですか。
- 議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（長谷川伸君） 試合前のウォーミングアップですね。それをアップ会場ということだったと思います。
- 議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） となると、走るだけですか。それともシュートの練習もするんですか。
- 議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（長谷川伸君） シュート並びにパスの練習もすると思います。
- 議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） となると、今の町長が確かに、国体、たったあの期間だけにアップ会場として使いたいという意向が働くならば、それはそれなりの体育館を建てなければならないということになりはしませんか。
- 議長（伊藤博夫君） 松本町長。
- 町長（松本文雄君） 何度も申し上げますように、柔剣道場が欲しいということなんです。ありませんので。もう一つは、そういうものを、そういう建物を建てるんなら、アップ会場が欲しいということですので、アップ会場にも使えるようなことができないかということなんです。それを今、申し上げますように、この面積の中でどういう形のもんができるかということ、それは高さもいいんですけれども、当然入ってくると思うんですけれども、そういうことを今、この1,470万で調査、検討したいということです。
- 議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） 繰り返しになりますけど、目的によって建物の大きさも形も変わってくると思います。
- 議長（伊藤博夫君） 松本町長。
- 町長（松本文雄君） そういうことですから、アップ会場にも使うし、柔剣道場。だから今の体育館というのは柔剣道場に使っていますけれども、今の既設の体育館ね。ここも相当天井が高いですから。だからそういう体育館にすれば、別に柔

剣道場でも。今は柔剣道場の場所がないんですけれども、使っていますので。だからそれはそういうことでそういう、どういうんか、両方といいますか、柔剣道場でも使うしアップ会場にも使うとなると、今の整備の内容が出てきますので、それによって大ききなんかも決めていきたいと、こういうことなんです。簡単。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 何か行ったり来たりで堂々めぐりなんで、最後に僕の意見だけ言いますけれども。

要は、私は、たった何日間の国体のためにこのアップ会場をつくらなければならないということでかなりの費用をかけるんならば、僕はそれは妥当じゃないなと思うんです。仮設で建てれば十分間に合いますし、もっと言うたらほかの、例えば松小の体育館でもいいですわ。送迎すればそこがアップ会場として使えますから、送迎するというで、ほんのわずかな期間で仮のアップ会場を必要とするならば、そういった対応でいいと思います。

ただし、武道館というのは、前の青山教育長さんも本当に熱望されておりましたので、それについては、やっぱり必要ならば武道館として建てなければならないと思います。そうなりますと、建物の大きさも、建物の形も武道館という建物を建てなければなりませんので、おのずと多分大きさも決まってくるのではないかなとは思っております。私がこの予算を認めたのは、そういう中学校の非常に不足している部分、困っている部分を解決するためにそういうふうなものをぜひつくっていただきたいということで、その調査費でもってやっていただきたいなと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 3月議会で申し上げましたのは、柔剣道場の国の基準がありますけれども、その面積でどうなるかということもこの調査費で調べていただきますし、そして今申し上げていますように、これ3月にも国体の話はしておりますので、アップ会場として使うとするとどういう形になるかということもこの中で検討していただきますと、そしてそういう、例えば、ちょっとわからんのですけれども、2案とか3案つくって、それで出してお示しして、そしてみんなで検討していきたいと、こういう答弁をしていますので。

それから、アップ会場は、小学校の体育館がありますのでバスで行ったり来たりという話がありましたけれども、普通はアップ会場というのはその横になけな

あかんということです。それで、そういうことで、やっぱりこれ必要やなどということなんです。

それからもう一つは、バスケットは松岡中学校が、県下でもというんですか、県内でも非常に優秀校になっています。そういうものが、これからその体育館をつくって、もちろん柔剣道にも使うし、バスケットにも使うことができないかということも十分腹の中にありますので、そういうことを含めてこの実施設計とか調査をしてもらうということです。そういうことで考えています。

これは初めから変わっていませんので。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 初めから変わっているからということではなくて、どうも言っている目的が幾つかあって、それを満足する建物がどれなんやということに疑問を生じたから言っているわけです。

ただ、調査費で何案かつくって、そしてそれを、さあ、議会の皆さん、どれにしましょうかということだけはやめていただきたいと思います。まずは行政が何を目的にしてこの建物が必要か、それに合うやつはこれですよという形でぜひ提案していただきたい。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 何案か提案して議会で決めてくださいって、そういうことはもう一切ありませんので。ただ、うちのほうも、そういうそれぞれの面積があって、それからあの場所でどれだけの面積のものができるかということもありますので、そういうことを十分見て、例えばこれでいきたいというのは当然お出しします。それはもう当然の話です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、次の質問に移ります。

他自治体所管の道路整備の要望にどう対処するか。

この質問は、4月26日の議会と語ろう会松岡領家集会場に出てきた質問であります。内容はもうご承知だと思いますけれども、松岡領家の料理屋さんのふ志多さんの前の道路であります。そこの道路の側溝が高速道路のガード下まで続くところが泥で埋まってしまって、そこで雨が降った場合、雨水がはけないということで、市役所に話をしてもなかなかやってくれないのでという質問でありました。私は恥ずかしながら町役場の間違いかなと思ひまして、再度お尋ねをいたしましたら、実はそこは坂井市の市道であるから坂井市役所にお問い合わせをしたとい

うことでありますが、なかなか快諾をいただいていないということでありました。

こうすることで、あの道路は坂井市所管の道路であります。沿線で暮らす住民は当町の住民であります。逆の立場から言いますと、他町の住民の意見を、はい、わかりましたとはなかなか言ってくれないのかなというふうな感じもいたしました。このことは議会から町行政に対しまして、議会と語ろう会が出た質問についてという中に入れておいた質問でありまして、回答もいただきましたが、正直、坂井市の反応はどうだったのか、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今の領家の市道につきましては、坂井市のほうにこれまでも何回かそういったことがありました。詰まると、そのたびに坂井市のほうに申し上げさせていただいて、早急に対応すると、今回もそういうふうなご返事もいただいておりますし、以前からもそういうふうに対応もしていただいておりますが、その後またこういった形で水路に泥がたまるといったことになったんだろうと思っております。そのたびにちゃんとした坂井市の対応はいただいておりますので、ご報告させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ありがとうございます。

そういった場合は、やはり町役場をお願いして、町役場から坂井市のほうをお願いしたほうが話はすぐ通るんでしょうね。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 一般的には行政の間ですので、町としてもやはり強く申し上げさせていただくこともございます。ですから、領家の方々に対しましては、直接私がそういったことは申し上げておりませんが、あくまでも永平寺町の行政のほうを通していただければ、またそういう対応をさせていただきますし、今までも水がついているときには、やはり皆さん勘違いされて、永平寺町の道路やろうということで永平寺町のほうにすぐ電話がかかってきまして、私らのほうが先に行って、車が入らないような処置をしながら通行規制をかけたりすることも当時の永平寺警察署にも申し上げたりするときもございましたので、一番身近なところでもありますので、永平寺町の建設課のほうに言っていただければ、そういうような対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） このように他自治体所管の道路の沿線の住民が本町の住民

であるというのは、例えばこことか、これの道路の延長ですと樋爪ですかね、樋爪はそんなに沿線ではないのかな。あと永平寺の鳴鹿ですか、どこかあの辺はそうじゃないんですか。ほかにこういった例はないんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） あるとすれば、今、鳴鹿は確かに、町道の鳴鹿栃原線の国道364に交わる場所ですね。ちょうど丸岡の地係。あの一部分は坂井市丸岡町の部分にはなりません。ただし、そこにつきましては、町のほうの町道ですかから町のほうでちゃんと見ておりますので、消雪もあそこはもともと入っておりますので町のほうで管理もしておりますが、そういった今のケースとはちょっと若干違うかと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） これも議会と語ろう会で初めてご意見をいただいたことなんですけど、ぜひこういったことで語ろう会の成果もあるということでご理解いただきたいなと思えます。

また、建設課におきましては、ぜひその都度ありましたら坂井市のほうに連絡をとり、早期にやっていただくように促していただきたいなと思えます。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩いたします。

(午後 5時 分 休憩)

---

(午後 5時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日12日は定刻より本会議を開会いたしたいと思えますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 5時 分 延会)